

関西 労災 職業病

関西労働者安全センター

2005. 8.10発行〈通巻第351号〉400円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ: <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●特集／アスベスト被害

クボタ旧神崎工場アスベスト被害	
徹底した事実解明 責任追及、十分な補償を！	2
クボタ・開示資料の概要と問題点	11
国と企業への要望を公表	
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会	19
石綿肺がん、中皮腫労災認定件数	
2003年度100件超、前年比1.5倍	21
アスベスト報道ダイジェスト2005年5-7月	25

●韓国からのニュース 35

●前線から(ニュース) 37

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 第2回総会開催 全国

6、7月の新聞記事から／38

表紙／左から古川和子さん(患者と家族の会世話人)、前田恵子さん(クボタ被害者・中皮腫)、土井雅子さん(同左)、Aさん(同左)夫婦、中村寛寛さん(患者と家族の会世話人)クボタ旧神崎工場前で(撮影:今井明)

'05
7・8

クボタ旧神崎工場アスベスト被害 徹底した事実解明 責任追及、十分な補償を！

関西労働者安全センター事務局

クボタ旧神崎工場内の惨憺たるアスベスト被害と周辺住民の中皮腫発生が世間に明らかになった6月29日以降、日本のアスベスト問題は大展開を見せ、政府が被害者救済を眼目とする新たな法律制定を表明せざるを得ない事態にまで発展した。

労災事案の時効なき救済と住民、家族被害の救済、汚染者負担原則に基づくアスベスト関連企業から補償・予防対策のための全資金拋出の原則などを柱とするアスベスト対策の財政基盤確立、将来の被害防止のための政策確立、とくに縦割り行政をなくして石綿対策を一元化し、新たな被害発生を防止するための予防原則を確立すること、新たな合理的な環境基準の設定、政策立案・制度確立過程への被害者とNGOの参加などが今後の重要な課題である。

とりざたされている新法においても、制定過程から、これらの重要課題が盛り込まれなければならない。

一方、「原点」であるクボタ問題においては、当初から明らかであると考えられてい

る「中皮腫発生とクボタ旧神崎工場との因果関係」をさらに決定的に示す調査結果が得られつつあることから、クボタは見舞金・弔慰金による対応から、因果関係の存在を前提として、多数の被害者、とりわけ現在療養中の患者に対する補償を早急に実施するべき段階に入ったといえるだろう。患者には十分な時間はない。もたらされたアスベスト被害の質・量、発生経緯から考えれば、クボタ・アスベスト公害は、まさ企業犯罪といえる。

クボタの原料・青石綿の輸入元である南アフリカの鉱山で労働者、周辺住民に中皮腫が多発しているという報告が行われたのが1959年、アスベストが肺がんの原因になっているという同様の疫学報告は1955年である。したがって、クボタは、中皮腫や肺がんを防止するためにアスベスト粉塵が周囲に飛散しないような対策をその当時から講ずるべきであったのにもかかわらず、漫然と、周辺にアスベスト粉塵をまき散らしつづけたのであった。粉塵対策がいか

にずさんだったかは、労働者にじん肺、肺がん、中皮腫を大量に発生させたことが証明している。当たり前の粉塵防護対策、粉塵を外に出さない環境対策さえあれば、工場内外の大被害は防げたのである。

安全センターは関係諸団体、患者団体とともに、被害者に対する一刻も早い十分な補償、徹底した事実解明と責任追及が行われるべく、今後とも力を尽くしたい。

曝露原因がわからない患者

6月29日、毎日新聞夕刊がクボタ旧神崎工場労働者と下請労働者の中に、アスベスト被害が多発していること、同時に、近隣居住歴のある中皮腫患者3名にクボタが見舞金を支払う見込みであることを報じた。報道関係者がクボタに殺到、夕方、大阪市浪速区にあるクボタ本社で共同記者会見が行われた。この日を境に、これまで「世間」の目に触れることのなかった大規模なアスベスト被害の実相が一つまた一つと報道され、企業、行政の問題点が少しずつ明らかにされた。

ただ、この「クボタショック」に至るまでには若干の経過があった。

6月30日に見舞金を受け取り、記者会見に臨んだのは、前田恵子さん、土井雅子さん、Aさんの3名だった。

前田さんは1953年に結婚して神崎工場の近くに来て、現在まで居住、経営するガソリンスタンドも近くにある。

土井さんは、1948年に神崎工場から東に少し行ったところに生まれ、神崎工場のすぐ近くの浜小学校に通った。1968年まで生まれたところに住んでいた。

Aさん(表紙写真)は前田さんたちより少し遠いところに1951年に生まれ、1969年にいったん尼崎を離れたが、その後、1981年にクボタにほど近い叔母の酒屋をつぎ、そこに居住するようになって現在に至っている。酒屋でのバイトは中学、高校時代の日課であった。

神崎工場では、石綿水道管(青石綿、白石綿ほぼ半量ずつ使用)を1954年から1975年、住宅建材(白石綿使用)を1971年から1997年まで生産し、1995年で石綿使用を中止したとのことである。有害性が比較的高い青石綿は1957年か



土井雅子さん(撮影:今井明)

らとされ、1960年には約5000トン、当時の石綿輸入量の1割以上を消費していた計算になる。

古い時代ほど労働環境も劣悪で、したがって外部への飛散状況も悪かったと考えられるが、その時期に青石綿使用時代が重なる。3名は2003年から2004年にかけて胸膜中皮腫を発症しており、30年以上といわれる平均潜伏期間を考えると、この青石綿使用時代が関連していると考えられている。

さて、2003年秋から、東京に中皮腫・じん肺・アスベストセンターと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会が活動をはじめた。神奈川、東京方面の運動が結実したもので、関西労働者安全センターもこれに参加し、家族の会の世話人の古川和子さんといっしょに、中皮腫などの患者支援活動を開始した。

2003年末、NHKラジオがアスベスト問題を放送した。この放送がきっかけで正月明け早々、旧国鉄のディーゼル車補修での石綿曝露が原因で中皮腫を発症した立谷勇さんと出会い、わりと早く立谷さんは労災認定される。その後、NHKラジオでは立谷さん、古川さんらを取材し、時間を長くした番組が再度放送された。この放送を制作会社「ドキュメンタリー工房」のS社長が聞いて関心をもち取材がはじまったということを訪れたディレクターの野崎朋未さんから聞かされることになる。

野崎さんは古川さんの紹介で立谷さんを取材した。そして、古川さんから中皮腫患者の集まっている病院が兵庫医大であること

を聞き、兵庫医大の呼吸器内科に取材を申し入れ、手術取材を許可されたのが土井雅子さんだった。

土井さんは曝露原因が不明だった。野崎さんは古川さんに土井さんとの面談をすすめ、古川さんと筆者は野崎さんと一緒に土井さんの病室を訪ね、家族の会や病気のこと、原因のことなどいろいろな話をして帰ってきた。曝露原因は見当がつかなかった。土井さんの職歴は新幹線食堂車のウェイトレスと旦那さんといっしょにやっていたたこ焼き屋だった。

尼崎市内で就学した市立小・中学校の吹き付けが原因かと思い、尼崎労働者安全衛生センター事務局長で阪神医療生協出身の市会議員・飯田浩さんをお願いして、尼崎市教委と面談し資料提供を受け調べたがこれも当たらず、途方に暮れていたある日、地図を二人で見ている、土井さんの通った浜小学校のすぐ近くにクボタがあることに気づいた。

「クボタちゃうかな」云々と筆者が言うのを聞いた古川さんは強い疑いを抱いた。

実は、クボタ内部で中皮腫などのアスベスト被害が多く出ていることは専門家の間では常識であり、筆者もそれは知識として知っていたが、被害が住民にまで及んでいるという意識はなかった。飯田さんたちへの相談の中にも過去にクボタやクボタ下請け会社の被災者がいたが、クボタ内部の状況はわからなかったということである。クボタ関係者の口は堅く閉ざされていた。

古川さんはほどなくして近辺の聞き込み調査に赴いた。

さらに二人

昨年(2004年)の10月28日、たまたま野崎さんたちがカメラを持って同行していた。調査に歩く古川さんを撮影するためである。クボタから東に行ったところにある土井さんの通った浜小学校の北隣に位置するガソリンスタンドに休憩のために入った。

たまたま入ったそのガソリンスタンドの男性店員から古川さんは重要な事実を聞き出す。スタンドの社長が「肺ガン」だというのである。聞き出すシーンを野崎さんたちのカメラが偶然フィルムにおさめた。

この日、古川さんたちは「社長」に会うことはできなかった。野崎さんたちは病院ルートで調べてみたが患者に行き当たらなかったという。

11月に世界アスベスト会議が東京で開催され、マスコミもそこそこアスベスト問題に注目した。そこで知り合ったある東京のテレビ会社の担当者が東京会議後に大阪に取材に来た。古川さんはこの担当者と再びガソリンスタンドに行き、そこで偶然、別の男性に会う。その男性が「(社長は)わたしのおふくろ」と語った。なんと社長は女性だったのである。

野崎さんたちも社長は男性と早合点していた。見つかるはずがない。この女性社長が前田恵子さんだった。(結局、東京のテレビ局は前田さんが断ったので取材できなかったが、大阪での取材をもとに今年1月6日に朝のワイドショー「とくダネ!」が15分程度でアスベスト問題を取り上げた。東京



前田恵子さん(撮影:今井明)

会議、アスベスト除去工事の実態、中皮腫になった電気設備会社事務員など内容のある報道だった。)

野崎さん、古川さんは12月下旬に前田恵子さんに会い、前田さんが以前からクボタに強い疑いを抱いていたことを知った。かつて、クボタ神崎工場の一角から白い煙のようなものが立ち昇るのを見たことがあるというのである。

野崎さんたちが撮影したガソリンスタンドのシーンは立谷さんの取材とあわせて、2005年1月19日の報道ステーションで放映された。同番組では、アスベストの危険性をクローズアップし、中皮腫被害者として立谷さんと土井さんのことを取り上げ

た。番組の終わりの方で、尼崎市のクボタの映像が流されたが、クボタという名前もロゴも一切出なかった。しかし、尼崎の人がみればわかっただろう。

この内容を拡大しまとめてドキュメンタリー番組「終わりなき葬列」として1月29日深夜に朝日放送が放映した。「終わりなき葬列」には前田恵子さんが登場したが、それをAさんの知人が見ていた。知人はAさんに「前田さんという同じ病気の人が映っていた」と連絡してきた。Aさんは前田さんのすぐ近所に住んでいたのである。これはAさんにとって驚きであり、入院時から抱いていたクボタへの疑念を強めることになった。Aさんは前田さんに連絡した。

こうして、私たちは同時期に悪性胸膜中皮腫を発症し、クボタ近隣居住歴ぐらいしか曝露原因が見あたらない、年齢の違う3名の患者さんに出会った。

クボタで何が

実は世界アスベスト会議前に、別ルートで45才の男性胸膜中皮腫患者Bさんと面談し、職業曝露歴なし、しかし、クボタ近隣に中学校1年まで居住し、近隣の小中学校に通っていたということを知っていた（Bさんの近隣居住期間は1959年から1974年、のちに開示されたクボタ資料によると神崎工場での青石綿使用期間にすっぽり入る）。土井さん、前田さんに会う中で、Bさんの発症はクボタが関係しているのではないかと疑うようになり、今年1月下旬の患者の会関西の会合でこのことをBさんに

伝え、当時のことを家族にも確かめてみてください、とお願いした。（だが、残念ながらほどなくして容体が急に悪化、3月初旬に亡くなられたことを死後しばらくして知ったのだった。）

このBさんの件で私たちの確信はさらに深まるとともに、切迫感が強まった。

とにかく、クボタで何が行われてきたのか、何が起きているのかを知ることからはじめるしかない。

クボタの内部事情は尼崎の知り合いに聞いてもわからなかった。被害者が出ていることは間違いない、だからといって、いきなり、尼崎市外の市民団体が質問してもきちんとした答えが返ってくる可能性はなかった。それで、飯田さんにクボタとの話し合いの仲介を頼んだ。

前田さん、土井さん、Aさんに「どうもクボタと関係があるように思う。まず、クボタの内情を知る必要がある。私たちはクボタとの話し合いを申し入れることにしたんですが、いっしょにクボタと会いませんか。少なくとも、みなさんにはクボタに対して説明を求める権利があると思う。」と打診したところ、皆さん「いっしょに話をききたい」ということだった。

飯田さんはクボタ出身の米田市議に相談し、クボタ担当者との折衝がはじまった。今年の3月終わりから4月はじめにかけてのことである。

飯田さんによると、はじめのころの折衝では、目的とする情報開示は望めない雰囲気だったが、飯田さん、米田市議から、情報開示についての強い働きかけもあってか、

アスベスト関連病で

社員らを支援 クボタが開示

10年で51人死亡

アスベスト(石綿)を材料に水道管や建材を製造してきた大手機械メーカークボタ(本社:大阪市浪速区)の社員(退職者含む)や出入り業者の間で、がん(一種)・中皮腫や肺がんなど石綿関連病の発症が急増し、過去10年で51人が死亡していたことが分かった。石綿水道管を長年製造した兵庫県尼崎市の旧神崎工場での勤務経験を持つ人が大半という。石綿関連メーカー内の被災実態が明らかになったのは国内で初めて。石綿関連がんの潜伏期間は約20〜50年とされ、他の石綿企業でも発症者数が急激に増加するとみられる。発症者への対応や救済が課題となりそうだ。(3面に関連記事)

同社は昨年10月、国が出した石綿使用の原則禁止措置を受け、石綿使用企業の責任として情報開示方針を決定。毎日新聞の取材に応じ、初めて実態を明らかにした。

同社によると、社員、石綿関連病による死者は78年度から開始し、これまで75人に達した。旧神崎工場の構内調査協力会社でも石綿関連病で昨年度までに4人が亡くなり、計79人になった。年齢は40〜70歳代。このうち95〜04年度には51人が死亡。04年度は過去最多の11人の死者が出たほか、発症して現在治療中が18人おり、対応を迫られているという。死者79人の

うち半数以上の43人は、胸や腹部にできる中皮腫が死因とされ、16人は肺がんだった。社員の死者は一人を除き旧神崎工場で働いていた。

旧神崎工場では、1954年以降水道に使う石綿管などを製造し、累計約24万本の石綿を使用。危険性が高いとされる青石綿も、規制が厳しくなる75年まで使用していた。71年から95年には、屋根や壁に使う建材を白石綿を使って製造。また、小田原工場(神奈川県)や滋賀工場(滋賀県)でも白石綿使用の建材の生産を01年まで続けた。

同社は01年から石綿労働関係の専任担当者を、

き、相談や労災申請の支援を行い、認定されれば、労災保険とは別に会社でも補償しているという。

同社は「石綿関連病で亡くなった社員のほとんどは、青石綿を使った石綿管製造にかかわった人。法令は守っていたが、75年前ほどとんと規制がなかった」と説明している。【大島秀利】

他の企業も積極公開を

過去にアスベスト(石綿)製品を生産していたクボタが明らかにした社員の石綿関連病の被災状況は、石綿被害のすさまじさを物語っている。同時に、政府の規制が後手に回ってきたことが今後、深刻な結果をもたらすことを予想させる。

同社の資料によると、75年前に入社して旧神崎工場での石綿水道管の生産にかかわった在籍1年以上の社員は626人が、そのうち11・7%が中皮腫などの石綿関連病で亡くなった。石綿水道管製造で職別別の石綿関連病死者の比率は、研究(23・8%)、修理・据え付けなど保全(18・4%)、原料供給(17・9%)、製管(14・4%)の順だった。こうしたデータは、これまで外部には全く知らされていなかったものが、関係者のリストを知るところでも公開なものだ。今後、同社にしろ他の企業も積極的に公開するべきだろう。

2005年6月29日毎日新聞夕刊

突如、情報開示と患者さんとの話し合いに応じると返事があった。しかも、事前に、内部被害者の詳細な内訳を含む情報が文書で飯田さんに伝えられた。その内容にはさすがに驚かされた。しかも、公にしてはならないということではなかった。

せめて内部の労働者なみの扱いを

情報開示と話し合いというのはトップ判断であるとのことだった。そして、4月26日、3名とクボタ担当者との話し合いが実現

した。古川さん、飯田市議、米田市議、筆者も参加した。クボタの説明を聞き、3名と家族は自分たちの気持ちと考えを述べた。「(せめて)内部の労働者なみの扱いをしてほしい」という声もあった。

今後とも誠実に対応するというクボタ側の表明があった。この日以降、正式な申し入れをして話し合いをはじめようというのが、面談を終えた私たちの気持ちだった。

ところがほどなく、クボタ側から見舞金(200万円)の打診があった。今後の交渉と無関係であること、誠意を示したいとい

住民5人も中皮腫

アスベスト旧工場

旧神崎工場は1954～95年、石綿水道管や石綿製の建材を製造。社員（退職者含む）ら計78人が中皮腫などの石綿関連病で死亡しているが、半徑1キロ以内に住んでいた住民2人も最近1年以内に中皮腫となり、別の50～70歳の3人も被害を訴えていることが分かった。

3人は自営業の女性、主婦、男性商店主。自営業の女性は結婚して以来約50年間、旧神崎工場の約300以内の自宅に住んでいた。一昨年11月に突然、胸膜中皮腫と診断された。主婦と男性も、旧工場操業時に15年以上、周辺で生活していた。3人は今年4月、クボ

夕側に「中皮腫の原因は、工場操業による石綿の飛散が原因ではないか」と訴えた。死亡した2人についても、話し合いが持たれる可能性がある。

クボタは「アスベストの飛散源はいろいろあり、現時点で旧神崎工場と住民の病気が関係あるとも、ないとも言えない。ただ、住民の訴えには誠実に耳を傾け、可能な限り工場でのアスベスト製品の生産などについて説明したい」と話している。

2005年6月29日毎日新聞夕刊

う内容であった。3名は受け取ることを決め、その後、クボタ内部の調整、3名からの必要書類の提出が行われ、6月はじめの尼崎市議選を終えた6月30日に見舞金の支払いが行われることになった。

「終わりなき葬列」 拡大版

この間、ドキュメンタリー工房と朝日放送の取材が平行して進められていた。できあがった番組から推測すると、奈良県王寺町にあるニチアス王子工場周辺の取材もしていたようである。

朝日放送はクボタ本社の取材を実現し、結局、クボタ資料も入手することになるのだが、おそらく、クボタから情報開示を受けたのは私たちの方が先だったろう。クボタ

クボタ

アスベスト（石綿）製品の製造に関係した社員の石綿被曝状況を初めて明らかにした大手機械メーカー「クボタ」（大阪市浪速区）。被害の大半は旧神崎工場（兵庫県尼崎市浜）に集中していたが、その周辺住民5人も「中皮腫」を発症し、うち2人が死亡していたことが、民間団体「関西労働者安全センター」（大阪府中央区）の調べで判明した。クボタ側は因果関係は不明としながらも「誠実に対応したい」として治療中の3人に対する見舞金支給などの検討を始めた。

【大島秀利】

見舞金検討、2人は死亡

側からみると、患者から話が持ち込まれ、一方で、マスコミも取材に動いている、ということで、かなり悩んだかもしれないが、マスコミはマスコミの都合で動いていた。

ドキュメンタリー取材については古川さんを中心に積極的に協力したので「終わりなき葬列」に登場する患者さんたちは私たちの知り合いだった。5月28日の放映は、

1月29日の内容にクボタ取材、新たな患者が加わった、45分拡大版となり、土曜日午後とはいえ日中に放映されるということで私たちはテレビを心待ちにした。あらかじめ家族の会のメンバーには放映予定が伝えられていて、皆さん、様々な思いで番組を見たと思う。神崎工場に石綿を運んだ元日本通運社員の古嶋美代司さん（すでに故人）も取材依頼を快く受け入れてくれた一人だった。1月29日の放送では伏せられたクボタという企業名が、今度は明らかにされると思っていた。クボタは匿名を取材の条件にはしていなかった。

「終わりなき葬列」拡大版の出来は素晴らしかった。たくさんダビングして多くの人に渡した。だが、クボタ、日本通運、ニチアスという企業名はすべて伏せられ、患者だけが実名で登場して懸命に語っていた。朝日放送担当者の弁では、クボタの名前を伏せたのは「尼崎には他に石綿関連工場があり、今の段階ではクボタが原因だとはいえない、と判断したため」ということだった。

正直、わけがわからなかった。

クボタからアスベスト問題全体へ

クボタと患者さん3名が初めて会った前日の4月25日は尼崎列車事故が起きていて、尼崎もマスコミも騒然としていたが、事故現場からほど近い公民館の一室では静かに話し合いが行われていた。その約1ヶ月後の「終わりなき葬列」放映、関西の人間であれば、あれがクボタであることはわかる可能性が高い。しかし、マスコミ関係者はほ

とんどこの放送を見ていなかったのではないだろうか。その後、夕方のニュースでもダイジェスト版が放映されたが、マスコミの反応は全くなかった。

ところが、6月中旬ころだったか、ある記者が「(ビデオを見たが) あれはクボタですか」と電話で問い合わせてきた。「自分で確かめたらどうか」とだけ答えた。この記者が毎日新聞だった。

6月29日夕刊で毎日新聞がクボタ問題をスクープ報道した(新聞記事参照)。見舞金支払いの前日であったこともあって、大きな記事になり、マスコミはこぞって、クボタ問題、アスベスト問題を報道しはじめた。私たちは、突如、準備もなく嵐にこぎ出した船同然の状態となった。

この時点で、4名の他に、もう1名の中皮腫死亡者Cさんが浮上していた。Cさんは、1958年から1964年まで神崎工場北側の前田さんの近所のアパートに居住していた。CさんもBさんと同様に職業曝露歴がつかめなかった方で、クボタ疑惑が持ち上がったときに居住歴を見直してはじめてわかったのだった。新聞記事にある2名の死亡者はBさんとCさんのことである。

発端の毎日新聞記事の主たるポイントは、加害企業が、被害者「かもしれない」人から説明を求められたに過ぎない段階で、積極的に内部被害情報の詳細を開示したという点にあった。この時点で見舞金を支払ったということも大切なポイントだが、情報開示のタイミング、質、量についていえば前代未聞のことだった。クボタの言うように、それほど、周辺に中皮腫患者が複数発生して

いる事実に「初耳で驚いた」ということかもしれないが、それが「真実」かどうかを確かめるすべは、今のところない。

クボタ問題の原点

以上が筆者の知る「クボタショック」までのいきさつであるが、もっとも決定的な要素は、患者と家族の会（古川和子さんなど）の活動、地道なマスコミ取材、そしてなによりも3人の患者さんの決意だった。情報を開示し見舞金を払ったクボタの主観的判断は重大だったが、クボタが「早期」に開示した「事実」は、いずれは暴かれ、責任追及に至るのは、3人が決意した限りはもはや時間の問題だったのである。

また、運動面では、アスベスト問題に専門で取り組む「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」、被害者組織の「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」のスタートが非常に大きな役割を果たしたということは疑いもない。

クボタ神崎工場で多くのアスベスト被害者が発生していることはアスベスト専門家

の間では常識であった。しかし、クボタは詳細を一切外部に語らず、データを専門家にさわせることはなかった。むしろ、産業医等保健担当者はおり、彼らはこれを知る立場にいたが外部に報告したことはない。この点は、他のアスベスト企業も同様である。

国内のアスベスト企業を対象とした疫学調査報告はほとんどなく、まとまった曝露集団をもち精度のよい調査が可能である大企業の疫学研究は皆無である。企業は故意にアスベスト被害を隠してきた、これがまぎれもない歴史的事実であり、社会がアスベストリスクを正しく認識することを妨げてきた根本原因である。

加えて、すべてを知っていた行政も情報を開示することはなかったのであるから、これは共犯に他ならない。このため、多くの被害者が闇に葬られ、防ぎ得た将来の被害拡大は確実なものとなった。

時をこえた、まさに、アスベスト犯罪、これが、クボタ問題、日本のアスベスト問題の本質である。 （文責 片岡）

クボタ・開示資料の概要と問題点

4月26日の患者3名との面談時にクボタから提示された資料について、概要と問題点について以下に述べ、一部を掲載する。

<石綿疾病患者の状況> 計3枚

クボタは基本的に、中皮腫、原発性肺がん、じん肺管理4、じん肺管理2と3で法定合併症あり、を「石綿疾病」としている。

石綿疾病についての神崎工場、小田原工

場、合計についての資料。

数的には神崎工場がほとんどを占める。死亡・療養中の合計で、石綿疾病89名、うち、46名が中皮腫。会見時のクボタ担当者の弁では「今後増加すると思われる」。<従事歴別工程別発生状況、患者への対応経緯など> 計10枚

より詳細な発生状況、構内請負協力会社での患者発生状況、患者への対応の経緯、

石綿疾病者特別対策取扱い基準（在職者・退職者）の具体的内容、退職者に対する特殊健康診断（石綿・じん肺）の実施、石綿疾病療養者（18名）の通院先、についての資料。

石綿疾病患者に関する多くの資料で疾病別、年次別に数字が示されていない、石綿疾病者特別対策取扱い基準（在職者・退職者）とはいわゆる労災上積み規定のことだが、額、内容などが具体的に明らかにされていない、という問題がある。上積み補償規定は、今後の周辺患者補償問題との関連でも、詳細な内容が明らかにされるべきといえよう。（補償制度としては、1990年4月に「石綿疾病者特別対策取扱い基準（在籍者）」が制定され、1992年6月に「同（退職者）」が制定され、上積み補償、家族看護料、差額ベッド代、退職者への特殊検診実施、葬儀費用、香典などが定められているとだけある。）労災認定されていない（合併症のない）じん肺有所見者の補償などに問題がありそうである。

<神崎工場の石綿取扱い事業履歴など>

計5枚

神崎工場における事業履歴として石綿パイプ、住宅建材の生産年次、従業員数、製品生産量、石綿使用量（青石綿、白石綿）、作業環境・敷地境界における石綿濃度測定結果の年度別一覧表、環境改善対策の履歴として工程別に年度別の一覧表、石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進状況についての資料。

<製造工程など> 計4枚

石綿セメント管製造工程図、建材製造工

程図、神崎工場の石綿パイプ製造工程の概要（図解入り）。

事業履歴によれば、石綿使用期間は1854年から1995年、石綿パイプ（1954年～1975年）と住宅建材（1971年～1997年）を製造し、1975年11月に石綿パイプ製造中止、1995年12月住宅建材の無石綿化とされている。危険性がより高いとされる青石綿（クロシドライト）の使用は石綿パイプに使われた1957年～1975年で、合計88671トンと推定されている。最大使用量は1968年（青石綿7669トン、白石綿6518トン、合計14187トン）に記録されている。

製造工程図、環境改善対策履歴などから、石綿粉じんの発生、飛散が著しかったことや青石綿使用時代にあたる時期の環境対策が相当不備であったことがうかがえる。

<作業環境、工場敷地境界測定結果>

計5枚

作業環境については1975年以降、敷地境界については1982年以降の各測定地点の記録。

問題の青石綿使用時代については、「記録がない」とのこと。

<神崎工場の航空写真> 計7枚

1948、61、74、84、96、01、04年の航空写真

<神崎工場ご見学のしおり>

1970年頃のカラーパンフ22頁。石綿パイプ製造に関する記述。

石綿疾病患者の状況(神崎)

1. 石綿疾病患者の発生状況

(1) 区分別人数 () は外数でカウントせず

区 分		在籍者	退職者	合 計
死亡	労災(遺族年金)認定済	20	48	68
	労災申請中	0	6	6
	(労災却下)	(0)	(3)	(3)
	(遺族の意向により申請辞退)	(1)	(1)	(2)
	(その他)	(0)	(4)	(4)
小 計		20	54	74
療養中	労災(療養・休業補償)認定済	0	13	13
	労災申請中	0	2	2
	(労災却下)	(0)	(1)	(1)
	(その他)	(0)	(1)	(1)
	小 計	0	15	15
合 計		20	69	89

(2) 年度別死亡者数[合計 74名]

年度	死亡者数	年度	死亡者数
S53	1	H6	3
S54	1	H7	3
S60	1	H8	3
S61	1	H9	1
S62	2	H10	8
S63	2	H11	4
H1	2	H12	3
H2	1	H13	4
H3	7	H14	5
H4	3	H15	8
H5	2	H16	9

(3) 年齢別

年齢	死亡	療養中	合計
～44	0	0	0
45～49	4	0	4
50～54	5	0	5
55～59	16	0	16
60～64	17	1	18
65～69	19	7	26
70～74	7	5	12
75～	6	2	8
合 計	74	15	89

* 最若年令 46 才、最高年令 76 才

(4) じん肺(石綿)管理区分別

じん肺管理区分	死亡	療養中	合計	
所見有	4	11	2	13
3-ロ	2	2	4	
3-イ	12	2	14	
2	14	7	21	
所見無	1	35	2	37
合 計	74	15	89	

(5) 石綿作業従事年数

経験年数	死亡	療養中	合計
～9	7	2	9
10～19	21	3	24
20～29	28	5	33
30～	18	5	23
合 計	74	15	89

尚、最少従事期間は 1.9 年

(6) 疾病別人員

疾 病 名	死亡	療養中	合計
胸膜中皮腫	15 (20)	3 (20)	18 (20)
腹膜中皮腫	27 (36)	1 (7)	28 (31)
肺ガン	13 (18)	4 (27)	17 (20)
じん肺(石綿)管理 4	12 (17)	2 (13)	14 (16)
じん肺(石綿)管理 2、3合併症	6 (8)	3 (20)	9 (10)
その他(癌性悪疫質1名死亡、 良性石綿胸膜炎2名療養中)	1 (1)	2 (13)	3 (3)
合 計	74(100)	15 (100)	89 (100)

} 46 (52)

注 () 内の数値は合計に対する比率%

以上



【神崎工場】石綿取扱い事業の履歴

年代	西暦	年号	事業履歴	従業員数 (4.1在籍者)	石綿		製品生産量		石綿使用量		法規制関係 安衛法、大防法、 PRTR法 ◎:労働安全衛生法関係 ○:大気汚染防止法関係 △:PRTR法関係	安衛法による濃度規制と測定結果 作業環境 管理濃度 (f/cm ³)	大防法による濃度規制と測定結果 敷地境界 濃度基準 (f/1% ³)	測定結果 敷地境界濃度測定 (※保存期間3年) 最大値 最小値 (f/1% ³)	
					石綿 パイプ (トン)	住宅 建材 (千坪)	内石綿 含有品 (千坪)	青石綿 (トン)	白石綿 (トン)	合計 (トン)					
	1953	S28	石綿パイプ 生産開始	不明	3,082	-	-	468	468	-	-	-	-	-	
	1954	S29		不明	11,152	-	-	1,895	1,895	-	-	-	-	-	-
	1955	S30		185	16,580	-	-	2,520	2,520	-	-	-	-	-	-
	1956	S31		206	33,643	-	-	2,792	2,792	-	-	-	-	-	-
	1957	S32		350	37,211	-	-	3,088	2,568	5,656	-	-	-	-	-
	1958	S33		356	41,507	-	-	3,445	2,864	6,309	-	-	-	-	-
	1959	S34		404	60,884	-	-	5,053	4,201	9,254	-	-	-	-	-
	1960	S35		425	59,449	-	-	4,934	4,102	9,036	-	-	-	-	-
	1961	S36		376	40,329	-	-	3,347	2,783	6,130	-	-	-	-	-
	1962	S37		344	49,267	-	-	4,919	4,090	9,009	-	-	-	-	-
	1963	S38		400	73,017	-	-	6,080	5,039	11,099	-	-	-	-	-
	1964	S39		424	70,364	-	-	5,839	4,856	10,695	-	-	-	-	-
	1965	S40		383	71,205	-	-	5,909	4,914	10,823	-	-	-	-	-
	1966	S41		359	71,231	-	-	5,912	4,915	10,827	-	-	-	-	-
	1967	S42		296	89,768	-	-	7,669	6,518	14,187	-	-	-	-	-
	1968	S43		322	79,464	-	-	6,639	5,489	12,128	-	-	-	-	-
	1969	S44	310	83,638	-	-	7,110	5,780	12,890	-	-	-	-	-	
	1970	S45	305	73,554	22	22	6,128	5,336	11,464	-	-	-	-	-	
	1971	S46	311	52,129	367	347	4,318	4,934	9,252	-	-	-	-	-	
	1972	S47	316	44,535	1,050	883	3,352	7,045	10,397	-	-	-	-	-	
	1973	S48	329	19,793	838	693	1,617	5,105	6,722	-	-	-	-	-	
	1974	S49	304	8,226	856	539	540	4,461	5,001	0.36mg/m ³	0.001mg/m ³	-	-	-	
	1975	S50	335	-	841	591	-	4,249	4,249	4.02	0.20	-	-	-	
	1976	S51	313	-	857	676	-	4,086	4,086	1.34	0.30	-	-	-	
	1977	S52	304	-	1,073	884	-	4,876	4,876	0.44	0.05	-	-	-	
	1978	S53	323	-	1,627	1,378	-	6,772	6,772	0.76	0.03	-	-	-	
	1979	S54	404	-	1,438	1,237	-	5,625	5,625	0.59	0.05	-	-	-	
	1980	S55	350	-	1,493	1,297	-	5,010	5,010	0.91	0.12	-	-	-	
	1981	S56	339	-	937	730	-	3,001	3,001	0.81	0.12	-	-	-	
	1982	S57	330	-	546	309	-	2,430	2,430	0.023	0.006	-	-	0.0005 f/cm ³	
	1983	S58	333	-	622	382	-	2,340	2,340	0.065	0.01	-	-	-	
	1984	S59	※212	-	716	469	-	2,333	2,333	0.20	0.01	-	-	-	
	1985	S60	※203	-	955	661	-	2,280	2,280	0.54	0.01	-	-	-	
	1986	S61								0.14	0.01	-	-	-	

※29～S42の石綿使用量は石綿パイプ生産量からの推計
 石綿パイプ生産量×(S43～S50の平均配合率 15.2%)
 青石綿:白石綿=(S43～S50の平均比率)54.6:45.4

※住宅建材のみ
 従事者のみ

年代	西暦	年号	事業履歴	製品生産量			石綿使用量			法規制関係 安衛法、大防法、 PRTR法 ◎:労働安全衛生法関係 ○:大気汚染防止法関係 △:PRTR法関係	安衛法による濃度規制と測定結果 作業環境 管理濃度 (f/cm ³)	作業環境濃度 (線向平均値) (※保存期間30年) 最大値 最小値		大防法による濃度規制と測定結果 敷地境界 濃度基準 (f/μg)	敷地境界濃度測定 (※保存期間3年) 最大値 最小値	
				石綿 パイプ (トン)	住宅 建材 (千坪)	内石綿 含有品 (千坪)	青石綿 (トン)	白石綿 (トン)	合計 (トン)			(f/cm ³)	(f/cm ³)		(f/cm ³)	(f/μg)
	1987	S82		-	1,190	不明	-	2,432	2,432	-	0.07	0.01	-	1.00	0.07	
	1988	S83	住宅建材の一部 無石棉化	-	1,631	不明	-	1,966	1,966	2	0.11	0.01	-	1.15	0.06	
	1989	H1		-	1,786	493	-	2,115	2,115	f/cm ³	0.13	0.02	10 f/μg	1.98	0.08	
	1990	H2		-	1,748	478	-	2,244	2,244		0.04	0.01		2.00	0.09	
	1991	H3		-	1,445	174	-	1,327	1,327		0.02	0.01		3.01	0.75	
	1992	H4		-	912	92	-	894	894		0.07	0.01		2.30	0.61	
	1993	H5		-	1,075	160	-	957	957		0.06	0.01		2.20	0.20	
	1994	H6		-	1,232	311	-	1,354	1,354		0.03	0.01		0.66	0.047	
	1995	H7	12月 住宅建材の 完全無石棉化	-	1,008	9	-	788	788		0.09	0.02		1.65	0.33	
	1996	H8		-	856	-	-	-	-		-	-		0.85	0.094	
	1997	H9	住宅建材の 生産中止	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	1998	H10		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	1999	H11		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	2000	H12		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	2001	H13		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	2002	H14	阪神事務所 設置	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	2003	H15		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	2004	H16		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
	2005	H17		-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	
		合計		1,100,028	27,121	12,815	88,671	149,064	237,735	0.15 f/cm ³	-	-	-	-	-	-

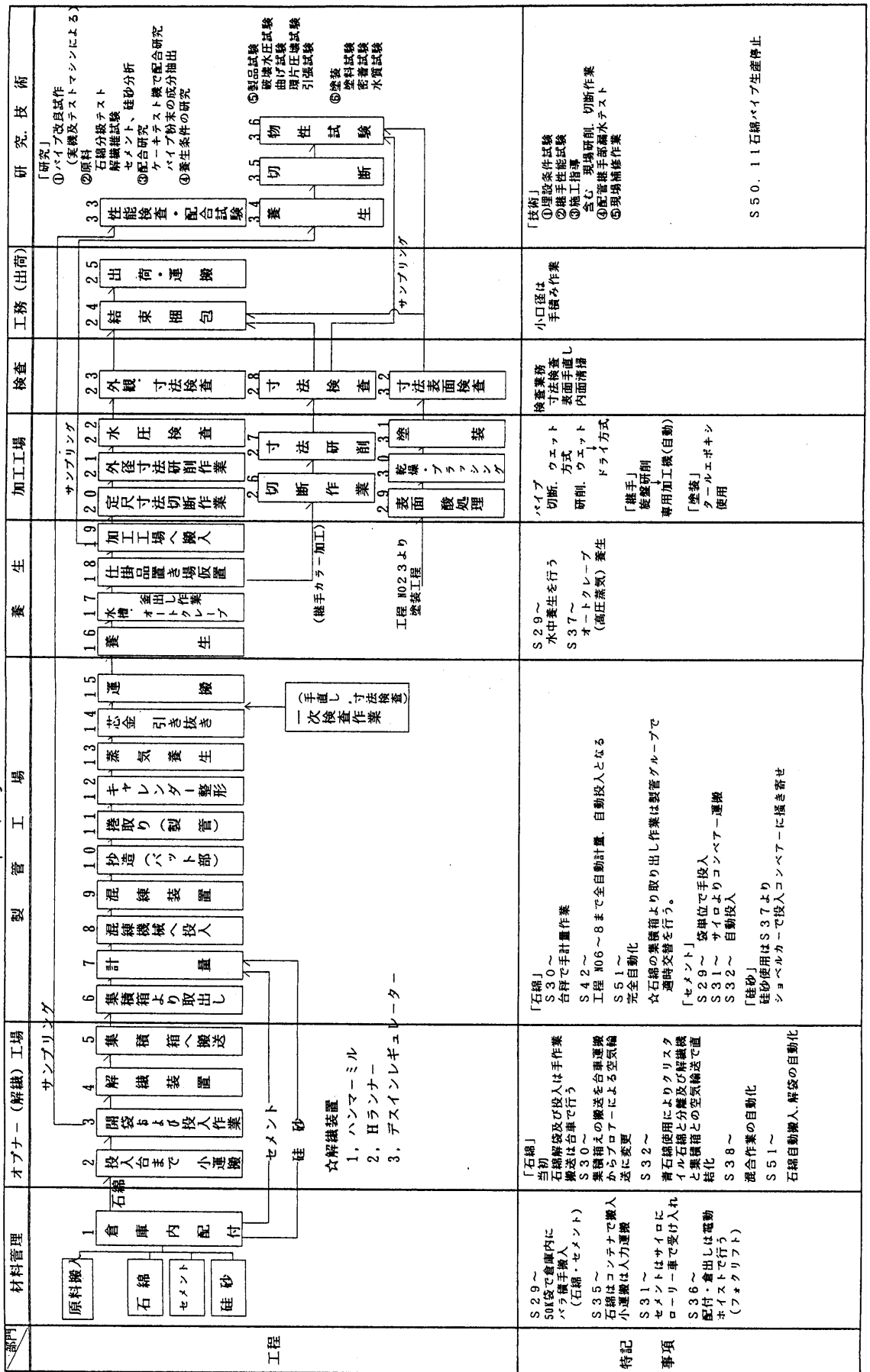
注:()内は単位を[f/cm³]
とした場合の数値

※住宅建材の
従業者のみ

(A) 石綿セメント管製造工程図

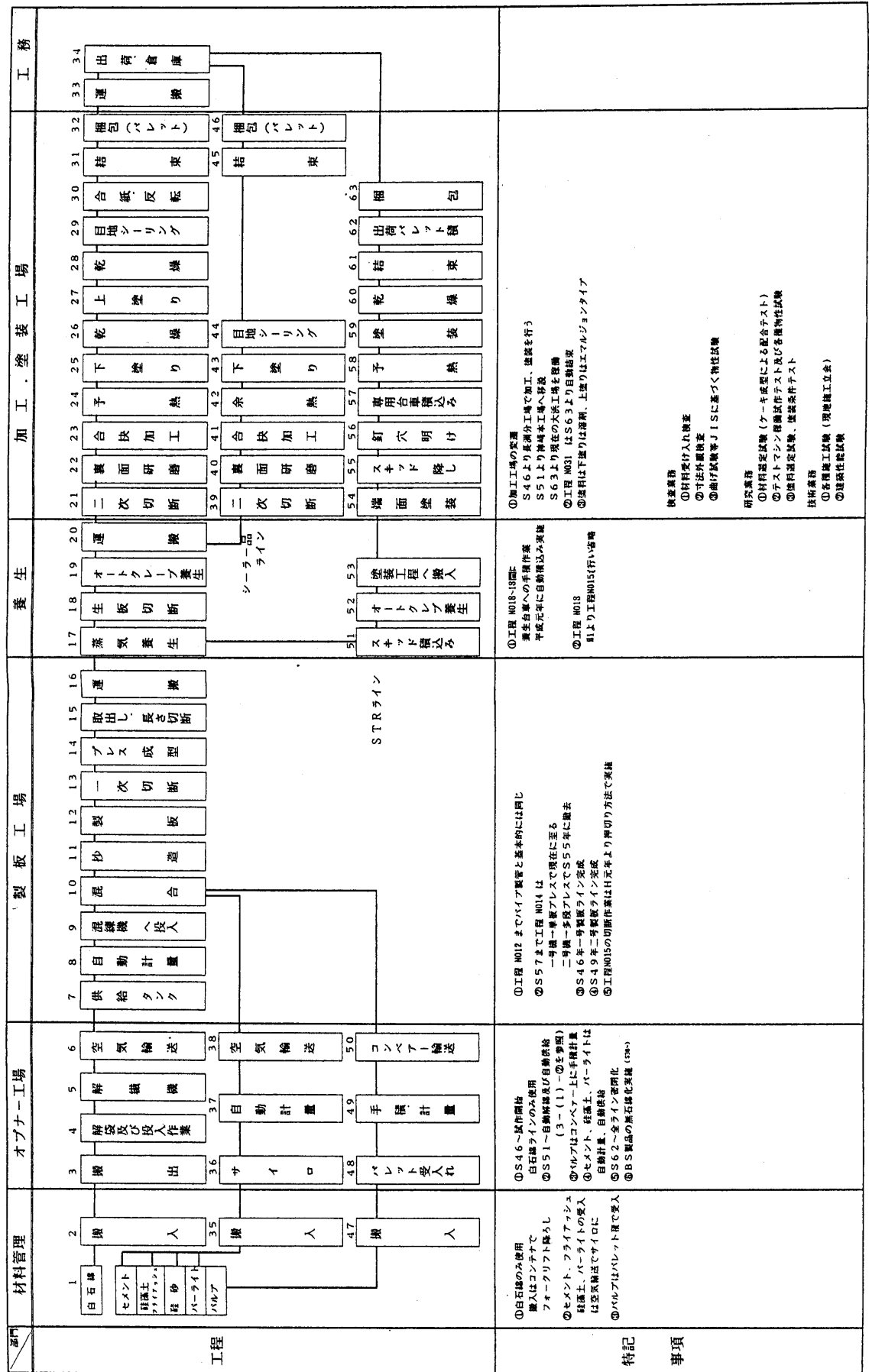
(石綿パイプ)

2005年4月26日

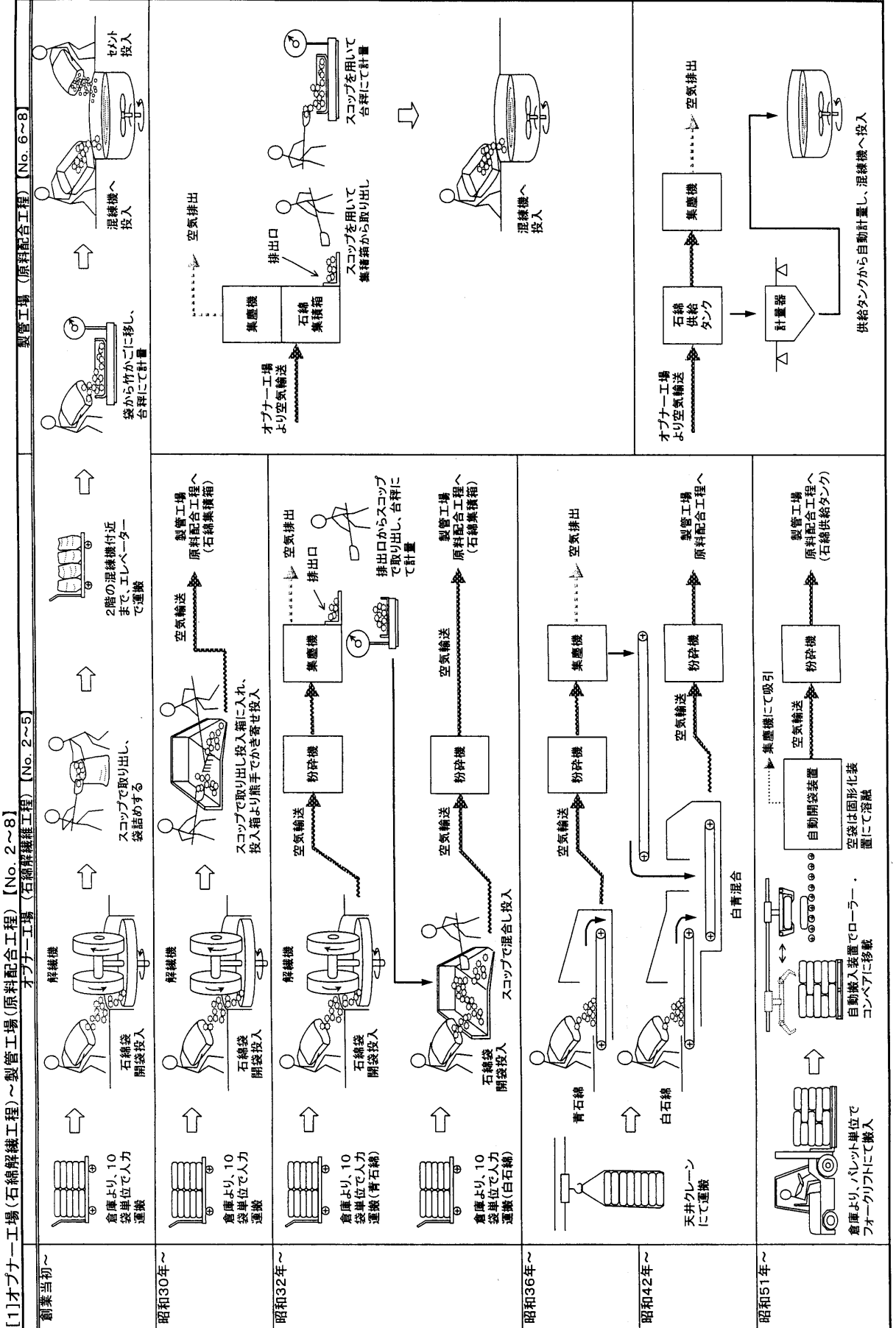


(B) 建材製造工程図

(S46~生産開始)



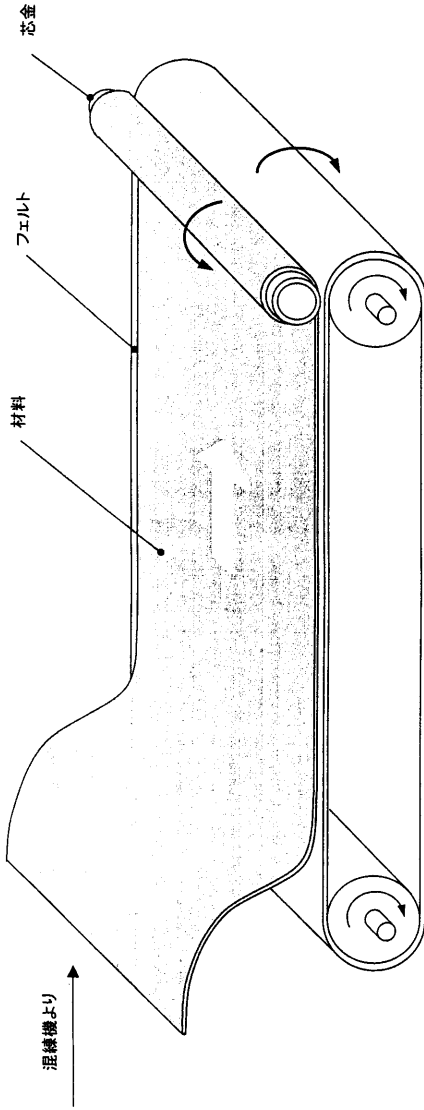
【神崎工場】石綿パイプ 製造工程の概要



[2] 製管工場 (製管工程) 【No. 10~11】

製管工場 (製管工程) 【No. 10~11】

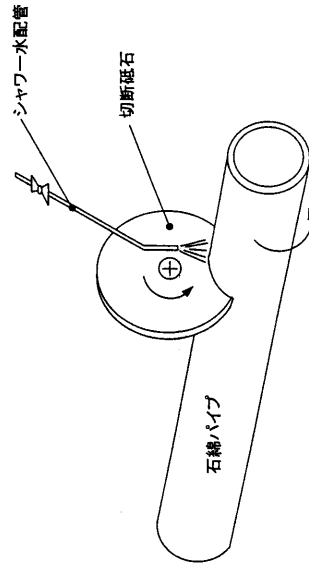
創業当初～



[3] 加工工場 (切断、研削工程) 【No. 20~21, 26】

加工工場 (切断工程) 【No. 20, 26】

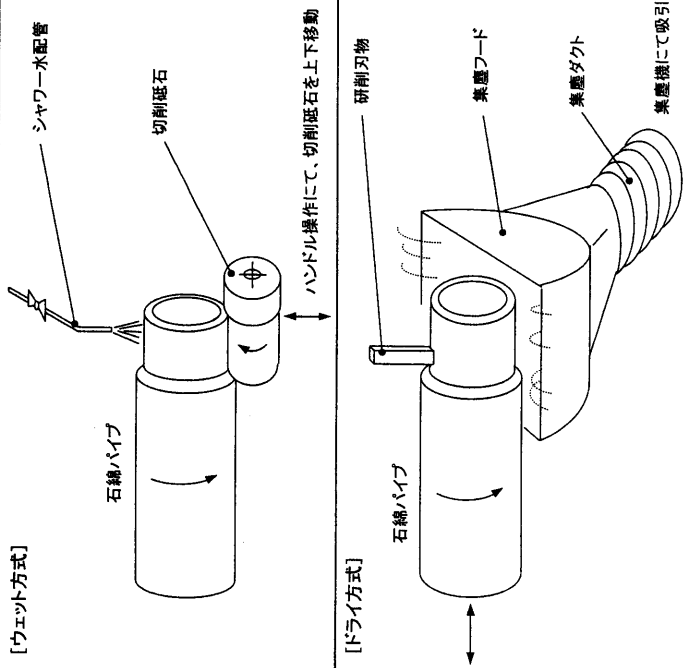
創業当初～



創業当初～

【ウェット方式】

加工工場 (研削工程) 【No. 21】



昭和38年～

【ドライ方式】

国と企業への要望を発表

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

7月15日、東京・亀戸ひまわり診療所4F会議室で「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」と「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の合同で記者会見を行いました。

テレビ5系列と主要な新聞社が集まり「患者と家族の会」から世話人の古川さん、斉藤文利さん、大森さん、一宮さん、中村の5名が出席。アスベストセンターから名取先生、永倉さんの出席で記者会見が始まりました。まず名取先生から記者会見の趣旨と吹付けアスベストの危険性などの説明。アスベスト含有の新建材などの写真を使って、どんな所で使われているのか、またどうしたら曝露の危険があるかなどの説明に始まり、永倉さんが名取先生の話の補足説明をして、いよいよ「患者と家族の会」の会見が始まりました。古川さんが「クボタの件で3名の被害者(患者とは言いたくない)が実名で勇気を持って公表されたことがアスベ

スト公害対策の始まりで、これの持つ意味は大きい、これを風化させてはいけない」と言うことで「患者と家族の会」として5項目の要望を小泉首相、厚生労働大臣、環境大臣、石綿関連所管大臣に渡す意向を発表しました。それから被害者と遺族の発言があり、病気の苦しみや政府・行政に対する意見や要望など、テレビ、新聞の記者の注目を浴びるような発言が続きました。約1時間半の記者会見の後、個別に記者からの取材が続き、みなさん自分が直面している苦悩や政府・行政の対応の遅さに不満をぶつける発言がありました。我々「患者と家族の会」が公共の場でこのように発言することが沢山の被害者を救えるようになればと思います。今後も政府・行政にアスベスト公害対策の必要性を訴えて行きたいと思います。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
世話人：中村寛寛)

国と石綿関連企業に対する要望

今般のクボタ(社)を筆頭として多くの石綿関連企業において、永年にわたり多くの中皮腫等の患者と犠牲者が出ていたとの報道は、ようやく事実が公表されたことを評価すると共に、中皮腫・石綿肺癌・良性石綿胸水などに苦しまされている患者と家族の会として、新たな第一歩が始まったと考えます。

特集/アスベスト被害

労働災害としての補償を被災者本人が諦めることがないように、そして環境や家族曝露の方達が救済される制度の整備に向けて、私達はこれからも諸団体と協力して、歩んでまいります。

すべての被災者と家族に謹んで哀悼の意を表します。

1、小泉首相、小池環境大臣、尾辻厚生労働大臣は、是非、中皮腫や石綿肺癌の、患者や家族と直接お会いいただき、その声を聞いて頂く場を造ってください。

2、国と石綿関連企業は、石綿に関する情報を公開して下さい。

この間の石綿関連疾患の公表の流れを更に徹底させ、関連する下請け会社や工場を含めた石綿関連疾患の情報を、是非公表してください。石綿製造業だけでなく、全石綿関連企業は当然ですが、もっとも多くの情報をご存じの国が所有している石綿関連の情報開示が必要です。

3、国は、石綿関連疾患の診断と治療に、全力をあげて取り組んで下さい。

悪性中皮腫や石綿肺癌に関する診断と治療の進歩が、切実に望まれています。ベムトレセキド（アムリタ）の治験が始まったばかりですが、治験の期間の短縮を図り一日でも早い承認を望みます。また診断と治療を促進する研究体制作りを早急に行ってください。労災の認定にあたっては、職業での曝露と中皮腫の診断があれば、認定を速やかにおこなうよう是非お願い致します。

各方面の努力にかかわらず、大変残念な事ですが、悪性中皮腫患者の予後を画期的に改善する治療法が、現在は少ないのが実状です。患者さんと家族にとって、外来入院含めたケアの体制に関する研究が重要な時期が続きます。当事者団体・NPOを含めた、ケアにかんする研究班を是非設置して下さい。

4、環境曝露と家庭内曝露の方の調査を行い、救済する制度を作して下さい。

環境曝露や家族曝露は、国が調査を十分してこなかった課題です。早急に調査を行い、石綿関連疾患を公害の一つとして認定し、医療費や休業補償や遺族補償の制度を作ってください。

5、報道で、事実関係を知った日からの時効として下さい。

今回の報道でアスベストと中皮腫の関係、補償制度をはじめて知った方からの相談が寄せられています。永眠から労災保険では5年間、法律上10年間とされていますが、事実を知った日からの時効とした対応や法的処置で、是非多くの方を救済してください。

2005年7月14日

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

石綿肺がん、中皮腫労災認定件数 2003年度100件超、前年比1.5倍

依然、低い認定率、少ない請求件数に大きな課題

厚生労働省職業病認定対策室によると、03年度のアスベスト関連がんについて、石綿肺がんの支給件数（不支給件数：請求件数）は肺がんが38件（3：39）、中皮腫が83件（2：77）、合計121件（5：116）となった。前年度と比べ肺がんが16件増、中皮腫が28件増となり、いずれも50%以上増加した。（次頁表1、グラフ参照）

全体で100件を超えたのは初めてである。（ただし、制度の違う旧国鉄や船員保険における認定件数は含まれていない。）

低労災請求率、認定率

アスベストとの関連が極めて強いとされる中皮腫についてみると、2003年の中皮腫死亡は878件で、毎年増加してきている。その年度の労災認定件数の中皮腫死亡件数に対する割合を仮に労災認定率とすると、2003年度9.5%で、未だに1割にさえ達していない（23頁表2参照）。

請求件数については、02年度の61件から03年度は77件と16件しか増えておらず、未だに労災請求すべき事案、労災認定され得る事案が数多く未救済のままになっているという深刻な状況が続いている。

中皮腫患者の職歴、曝露歴把握を正確に行い、保険適用を適正に行うための中皮腫患者登録制度を国の責任で運用することが、早期救済につながるだけではなく、アスベスト被害の実態把握と今後の健康障害防止対策に大いに資すると考えられることから、石綿対策全国連絡会議などは、制度化を厚生労働省に対して事あるごとに要求してきた。

厚生労働省本省が地方労働局長宛に通達した平成17年度の「労災補償業務の運営に当たって留意すべき事項について」（基労発第0228001号 2005年2月28日）には、「石綿による疾病の認定基準の的確な運用」として次のように記載されている。

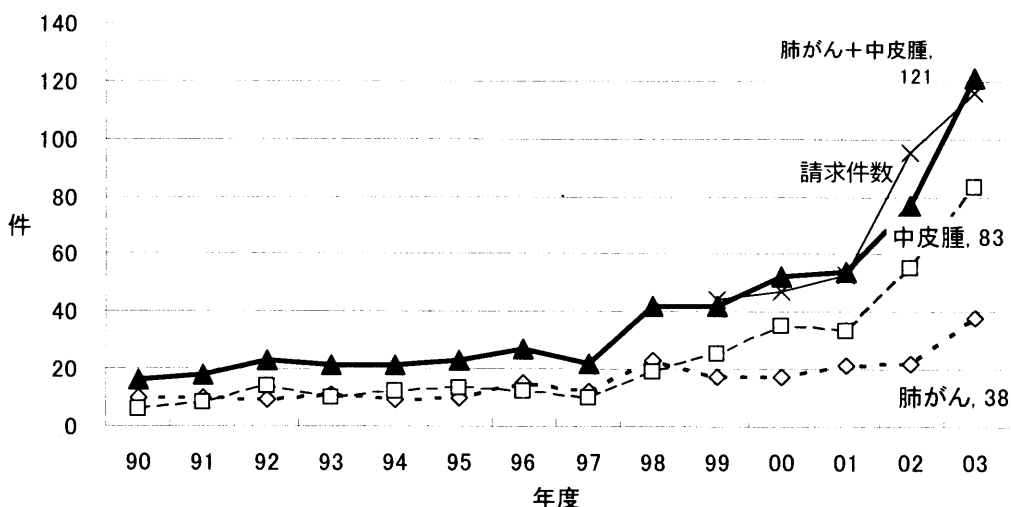
『石綿による中皮腫の新規労災認定件数は近年増加傾向のあるものの、その一方で、人口動態統計における当該疾病の死亡者数は年間800人台と認定件数を大きく上回る水準で推移しており、このことは、当該疾病が労災認定の対象であることの社会的認知の不足に起因するものと考えられる。ついては、中皮腫をはじめとする石綿による疾病について、平成15年9月19日付け基労発第0919001号「石綿による疾病の認定基準について」に基づき的確な補償に努めるとと

特集/ アスベスト被害

表1 アスベスト関連がんの労災認定件数、請求件数経年変化

年度	-89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	計
肺がん	71	10	10	9	11	9	10	15	12	23	17	17	21	22	38	295
中皮腫	33	6	8	14	10	12	13	12	10	19	25	35	33	55	83	368
肺がん+中皮腫	104	16	18	23	21	21	23	27	22	42	42	52	54	77	121	663
請求件数											44	47	53	95	116	

アスベスト関連がんの労災認定件数、請求件数
経年変化(1990-)



もに、当該認定基準の内容に関し、引き続き、医療機関や関係団体等への周知徹底を図ること。』しかし、低迷する認定率の問題を認識していながら、「周知徹底」だけ唱えるのでは実効性は薄いと言わざるを得ない。

中皮腫患者登録制度などの具体的対策が必要である。

無視できない地域格差

まだまだ少ない認定数ながら、増加率は大きい。しかし、その増加分は、従来から件数の多かった地方局でさらに増えている、という傾向が目立っている（24頁表3参照）。

中皮腫だけを見ても、すべての都道府県で死亡数が報告されているにもかかわらず、

認定事例のないところがかかなりの数にのぼる。死亡が戸籍、認定は事業所所轄地であるから、単純な対比は難しい面があるということ割り引いても、地域格差があることは否定できない。

中皮腫や石綿疾患に理解のある医療機関の存在や地方労働行政の経験の格差が、認定実績に反映しているとみられる。当センターで複数の地方の事案に関わる中でも、被災労働者の申請・審査環境に大きな違いがあることを実感している。

厚生労働省は、申請がしやすく、迅速な認定作業が実施される環境整備を労働行政内部においても図るべきである。

石綿肺がん問題

表2 1999年度以降のアスベスト関連がん労災補償状況

年度	1999	2000	2001	2002	2003	5年計
中皮腫						
支給件数	25	35	33	55	83	231
うち 胸膜	18	27	25	46		
腹膜	6	8	8	8		
胸・腹膜	1	0	0	0		
心膜	0	0	0	1		
不支給件数	1	2	3	1	2	9
請求件数	?	?	?	61	77	?
肺がん						
支給件数	17	17	21	22	38	115
不支給件数	1	0	3	2	3	9
請求件数	?	?	?	34	39	?
中皮腫+肺がん						
支給件数	42	52	54	77	121	346
不支給件数	2	2	6	3	5	18
請求件数	44	47	53	95	116	355
中皮腫死亡件数						
(男性/女性)	647 (489/158)	710 (537/173)	772 (574/198)	810 (604/206)	878 (655/223)	3817 (2204/735)
支給件数/死亡件数	3.9%	4.9%	4.3%	6.8%	9.5%	6.1%
請求件数/死亡件数	?	?	?	7.5%	8.8%	?

※ただし、請求件数はその年度のものなので支給と不支給件数の和にはならない。

アスベストが原因といえる石綿肺がんは中皮腫の倍程度あるという専門家の見解がある。

もしそうだとすると、現状の石綿肺がんの労災認定件数は明らかに過小といえる。実際、多くの肺がんが臨床の現場ではタバコなど他の原因と片付けられ、職業的石綿曝露の影響が医師サイドからも認識されていない事例が相当多いのではないか。

本誌でも報告した沖縄のあるハツリ労働者の肺がん例では、職種上、石綿曝露が十分考えられ石綿曝露によるじん肺所見が観察されたものの、労災認定は「じん肺合併肺がん」として処理された。労災統計上、これは石綿肺がんとは分類されない。

2年前から、じん肺有所見者の原発性肺が

んを法定合併症に組み込んだために、じん肺合併肺がんの労災認定件数が大幅に増え、2003年度では146件となっている(表3)。ここには、この沖縄の事例のように、石綿肺がんとされてもよい事例が含まれている可能性がある。

患者救済の面からは、じん肺有所見者であれば、肺がん例は救済の道がある程度明確である。しかし、じん肺有所見ではない場合の石綿肺がんが簡単に見過ごされている可能性が高い。肺がん例における石綿曝露歴問診の重要性が、医療現場ではほとんど認識されていない現状の改善が強く望まれるところだ。

特集/アスベスト被害

表3 中皮腫による死亡件数と労災認定件数の比較と石綿ガン労災認定件数(都道府県別)

	中皮腫による死亡件数										石綿にさらされる業務による労災認定件数										中皮腫+ 肺がん 79-累計						
											中皮腫					肺がん											
	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	1999	2000	2001	2002	2003	1999	2000	2001	2002	2003								
北海道	23	26	26	34	26	31	38	50	43																	12	
青森	4	5	5	4	2	2	4	7	7																		0
岩手	1	3	5	0	3	5	4	5	6																		1
宮城	3	8	9	4	6	14	10	12	15																		0
秋田	5	6	9	4	1	7	6	7	7																		0
山形	2	2	2	2	3	3	2	8	5																		0
福島	6	9	11	7	10	13	10	8	4																		0
茨城	14	9	10	10	4	10	14	21	15																		12
栃木	2	4	9	10	7	9	10	9	10																		2
群馬	3	3	10	3	5	12	9	10	14																		1
埼玉	27	24	21	23	33	39	41	37	36																		24
千葉	17	19	16	14	14	19	17	17	30																		9
東京	37	56	48	44	45	57	60	57	73																		65
神奈川	38	61	55	39	53	42	51	46	65																		119
新潟	15	5	5	9	6	12	17	12	21																		5
富山	4	11	9	6	14	12	7	11	12																		1
石川	4	4	5	5	9	11	7	4	7																		0
福井	3	1	2	4	3	2	2	5	5																		0
山梨	2	2	1	2	3	6	5	2	3																		1
長野	4	9	7	9	6	4	11	10	9																		7
岐阜	4	9	5	3	11	9	8	11	14																		16
静岡	17	17	12	12	16	22	20	18	24																		9
愛知	19	23	21	23	18	35	31	26	32																		12
三重	3	5	3	5	7	8	5	10	7																		2
滋賀	4	8	5	8	10	9	8	6	9																		2
京都	7	12	14	14	14	17	11	12	12																		2
大阪	48	51	63	58	67	69	87	93	79																		56
兵庫	37	46	52	55	61	70	70	68	75																		118
奈良	8	6	9	16	7	11	14	12	19																		19
和歌山	7	1	7	5	9	4	8	2	6																		0
鳥取	3	3	3	5	4	0	2	8	5																		0
島根	1	1	3	2	2	4	3	4	2																		0
岡山	10	20	14	17	8	10	19	25	26																		38
広島	16	22	25	29	28	22	32	31	24																		34
山口	17	11	9	8	11	11	14	14	14																		7
徳島	4	4	5	2	3	1	4	4	2																		1
香川	4	5	9	4	4	7	9	11	7																		16
愛媛	7	9	4	7	8	6	15	12	16																		7
高知	2	2	4	2	4	4	3	6	8																		0
福岡	22	14	29	20	33	35	33	44	33																		26
佐賀	4	4	4	5	9	7	6	0	11																		4
長崎	12	8	13	12	15	9	8	17	14																		16
熊本	6	8	8	4	10	5	8	3	10																		1
大分	6	6	3	4	9	4	8	3	8																		4
宮崎	4	2	2	6	8	7	7	8	8																		0
鹿児島	5	7	3	8	15	7	8	12	16																		0
沖縄	8	5	3	3	3	6	6	9	9																		0
合計	500	576	597	570	647	710	772	810	878																		649
																			原発肺がん					113	146		

死亡件数は人口動態統計により、労災認定件数は厚生労働省資料により、全国労働安全衛生センター連絡会議が作成。

肺がん 79-累計	327
中皮腫 79-累計	322
合計	649

アスベスト報道ダイジェスト 2005年5-7月

- 5/28 米上院司法委員会は26日、アスベストの健康被害者への補償基金を創設する法案を可決。拠出で総額1400億ドルの基金を設け、企業側が訴えられるリスクを軽減する。
- 6/22 国鉄清算事業本部は、アスベストを吸引し肺がんなどの発症の恐れがある旧国鉄車両工場勤務者が、退職者も含めて10万人いることを明らかにし、悪性中皮腫で死亡し労災認定している4人の従業員の遺族らに正式に謝罪。
- 6/29 アスベストを材料に水道管や建材を製造してきた大手機械メーカー「クボタ」の社員や出入り業者の間で、中皮腫や肺がんなど石綿関連病の発症が急増し、過去10年間で51人が死亡、78年から協力会社も入れて79人が死亡。兵庫県尼崎市の旧神崎工場での勤務経験者が大半。また同工場の周辺住民5人も中皮腫を発症し、うち2人が死亡していたことが分かった。
- 6/30 クボタの工場でアスベストにより従業員ら79人が死亡した問題で、厚生労働省は、兵庫労働局を通じてクボタから事情を聴く。環境省もクボタから住民や従業員の被害状況などを電話で事情聴取した。
- クボタの担当者が兵庫県尼崎市を訪れ、これまでの経緯を説明。
- クボタのアスベスト被害問題で、旧神崎工場の周辺住民の患者3人がクボタから見舞金として1人200万円を受け取った。クボタ側は3人の症状との因果関係を認めただけではなく謝罪はなかったが、3人は「クボタの誠意を見ることができた」と記者会見で話した。
- 7/1 尼崎市に近隣住民などから健康などの相談が計67件寄せられた。
- 7/4 環境省の炭谷茂事務次官は定例記者会見で、5日クボタの担当者に直接事情を聴く、2003年の記録では全国にアスベスト被害の恐れのある工場は158あったことから、厚生労働省などと連携し従業員被害の情報を集める。
- 7/5 ニチアスは、1976年から昨年までにアスベストが原因で死亡した従業員が、計141人いたと発表。療養中の24人を含め計165人が労災認定され、全員に見舞金が支払われた。周辺住民の被害の報告はない。従業員ら死亡者141人の内訳は、肺がん、中皮腫が86人、じん肺が55人。療養者24人中じん肺18人。
- イーアンドエーマテリアルも、1976年以降肺がんや中皮腫で、同社と埼玉、大分両県にある子会社の従業員、契約社員の計9人が死亡したと発表。アスベストを混ぜた建材を製造していた工場従業員5人と、アスベストの吹き付け作業などをした作業員4人。別にじん肺で従業員ら14人が死亡。現在も計11人が治療中。
- アスベストによる健康被害をめぐる、宇部興産の子会社「ウベボード」の工場とイーアンドエーマテリアルの2社で計29人が死亡していたことが明らかになった。
- 環境省はクボタの責任者から事情を聴き、クボタ側は過去の大気観測データは「基準値を下回っていた」と述べた。
- 7/6 太平洋セメントや三菱マテリアル建材など5社の工場従業員ら計31人が中皮腫や肺がん、じん肺などで死亡していた。既に判明分とあわせて死亡者は9社で計280人。太平洋セメントでは、計16人が中皮腫などで死亡、7人が療養中。三菱マテリアル建材では名古屋工場従業員1人が01年肺腫瘍で死亡。旧千葉幕張工場の1人が93年にじん肺で死亡。旭硝子では旧船橋工場の1人が、プラウ管製造工程で石綿の入った保護具を使い、中皮腫で死亡。ノザフと日本インシュレーションでは、従業員計7人がじん肺で死亡。日本インシュレーションの製品を施工した別会社の作業員5人もじん肺で死亡した。
- 日本石綿協会は、協会加盟の29社のうち製品製造の24社に対し、アスベストによる過去の被害状況を調査し報告するよう要請する。
- ウベボードの本社宇部工場に、宇部労働基準監督署が出向き、死亡した従業員の作業内容や症状、アスベストの製造状況を調査。山口労働局は先月、県内の製造建設業者や解体業者など約2000社を調査したところ、約800社がアスベストを含む製品を使ったり建物を解体したりしていた。
- クボタは、アスベスト被害の治療法確立などを支援する基金の創設を検討していることを明らかにした。被害救済に資金援助すべきと判断、他の石綿メーカーや業界団体との連携も視野に入れている。
- 奈良県はのアスベスト関連病で31人が死亡したニチアス王寺工場を立ち入り調査。アスベスト粉じん濃度測定結果に異常がないことを確認。県はデータのない90年以前についても、周辺環境への影響の有無などを慎重に調べる。
- 7/7 竜田工業は76年から昨年までに、従業員9人が中皮腫など石綿による病気で死亡したことを明らかにした。日清紡は、旧東京工場の従業員2人が、石綿によるじん肺で死亡したことを発表。日本ビラー工業も、三田工場の1人が中皮腫で死亡したとし、神島化学工業でも、詫間工場1人が石綿によるじん肺で死亡した。
- 厚生労働省は、過去に石綿による従業員の健康被害が発生した約300事業所について、安全管理体制や従業員の健康管理状況を把握するために立ち入り調査することを決めた。
- クボタの旧神崎工場に勤務していた元社員の妻が死亡。神奈川県横須賀市でも、石綿を扱う造船所などの従業員の妻3人が中皮腫で死亡していたことが確認された。夫の作業服に付いていた石綿を吸引したことが原因。クボタは因果関係を認め、遺族に約3000万円の補償金を支払っ

た。

神奈川県横須賀市の米海軍横須賀基地で艦船修理などに従事、アスベストでじん肺や肺がんになった日本人元従業員4人が、横浜防衛施設局に日米地位協定に基づき1人3000万円の損害賠償を請求。同基地のアスベスト被害は裁判でも争われ、99-03年にかけて3次にわたり45人が提訴、1次訴訟では時効を除き勝訴、2、3次訴訟は和解した。

壁にアスベストが吹き付けられた店舗に長年勤務した男性が、中皮腫を発症し死亡していたことが「中皮腫・じん肺・アスベストセンター」の名取雄司医師らの調査でわかった。

アスベストで従業員の家族が中皮腫となった問題で、厚生労働省の戸利和事務次官は定例記者会見で、「家族は今の制度では補償できない。会社側がどう考えるかだ」と述べ、メーカー側に対応を求める考えを示した。

クボタの旧神崎工場周辺住民に中皮腫の発症者が出ている問題で、患者支援団体「尼崎労働者安全衛生センター」は、新たに旧工場近くの住民1人が中皮腫で死亡していたことを確認、周辺住民の死者数は計5人となった。

日本バルカー工業は、昭和50年9月以降、工場や関連会社の従業員計20人が死亡したと発表、神島化学工業など4社で従業員ら5人の死亡も判明。ノザフでは1人増え計5人に。死亡者は14社306人となった。

曙ブレーキでは、埼玉県内の下請け企業の従業員1人が1977年にじん肺で死亡。

滋賀県は、クボタ滋賀工場からアスベストの使用状況などについて事情を聴いた。同社は工場周辺の過去の大気観測データなどから「問題ない」と説明。他に石綿を使用する県内9企業の工場を立ち入り調査。3社が使用をやめた届け出をしていなかった。県の相談窓口には10件相談があったが、健康被害はなかった。

アスベスト疾患で従業員21人の死者を出したニチアス羽島工場のある羽島市では、市の相談窓口などには6日までに計12件の相談があった。市に工場側は「きちんと対応し、市民の不安に応えたい」としている。

横浜市は6日、アスベスト疾患による死者が出たニチアスの鶴見工場を立ち入り調査。同工場で石綿の使用、保管がないこと、大気汚染防止法の基準内であることを確認。また従業員9人が死亡したエーアンドエーマテリアルに聞き取り調査し、同社は鶴見区で石綿を使っていたが75年に茨城県に工場を移転し、周辺環境への影響はないとみている。

アスベストを扱う労働者の健康被害の問題で、北海道内で少なくとも10人の死亡が判明。道労働局によると99-03年度に「中皮腫」で8人が死亡。ノザフの元男性従業員2人が、肺がんなどで死亡。

7/8 厚生労働省は、アスベスト専門の相談窓口を「産業保健推進センター」に今月中に設け、治療方法の研究についても研究班を立ち上げ、的確

な診断方法や治療方法などの研究を本格的に進めていく。

福島労働基準監督署が昨年11月、アスベストを使ったビル建設に従事し、中皮腫を発症し死亡した東北地方の60代の男性を労災認定していたことが分かった。アスベスト被害者の労災認定は福島県内では初めて。

石川県播磨重工業相生工場は、元男性従業員が中皮腫で療養中であることを明らかにした。労災は認定済み。

兵庫県はアスベストを使って製品を製造している県内の事業所名を公表した。二葉工業、神戸パッキン、高圧ガス工業播磨工場の三カ所。このほか、過去にアスベストを使用していた工場が県内に21あることが判明。

アスベスト被害による労災認定で、兵庫県は01-03年度の3年連続して全国で最も多かった。中皮腫による死亡は大阪府に次いで2番目だった。

日本石綿協会は、加盟社のうち18社で175人の従業員や退職者が石綿が原因で死亡していたと発表。うち40人が中皮腫だった。

厚生労働省は、現在は製造や使用、譲渡などが原則禁止されているアスベスト含有製品を08年までに全面禁止とする方針を明らかにした。アモサイト（茶石綿）とクロシドライト（青石綿）は95年に使用禁止とされ、クリソタイル（白石綿）は昨年10月から原則禁止になったが、有毒ガスなどを扱う化学プラントの配管接合部分に使うシール材など、代替が難しい一部の製品は使用が認められている。また、全国の約300事業場に立ち入り調査を実施するなどの対応策を発表した。

静岡県は県内で過去にアスベストを取り扱っていた18工場を一斉調査する。

埼玉県は、事業所に対する聞き取り調査の結果、浅野防火建材で1人が中皮腫で死亡していたと発表。県内では16人が死亡した秩父太平洋セメントと下請け企業で1人が死亡した曙ブレーキ工業羽生製造所と合わせ、計18人の死者が判明。県に届け出があった石綿製品の製造事業所は21カ所あり、県は各事業所から健康被害の発生状況を聴取。21事業所はいずれも現在は石綿関連製品を製造しておらず、周辺住民の健康被害の申し出もないという。

エーアンドエーマテリアル石岡工場の従業員5人が肺がんなどで死亡していたことが、茨城県の調べでわかった。県では工場周辺住民の健康調査を実施する。

福井県内でも電気工事会社に勤務した50代の男性の中皮腫での死亡が01年度に労災認定されていたことが分かった。福井市内では建築物解体などの従事者らを対象にしたアスベスト取り扱いの講習会が開かれた。

岐阜県と羽島市は従業員21人が死亡したニチアス羽島工場に立ち入り調査し、「問題なし」とした。県は、3人が死亡した日本インシュレーション岐阜工場など県内の5工場でも来週から順次立ち入り調査をする。

中皮腫、肺がんなどで死亡した石綿関連会社の従業員は、少なくとも全国の23社38事業場で計358人に。療養中の患者は計65人。

7/9 ニチアスセラテックは、同社の前身会社などで働いた男性4人が91年から04年にかけ、肺がんや中皮腫で死亡し労災認定を受けたことを明らかにした。

クボタの旧神崎工場に出入りし、アスベストを運搬した元日本通運社員、古嶋美代司さんが4月末、石綿特有のがんの中皮腫で死亡していた。古嶋さんは尼崎労働基準監督署に労災を申請中。認定されれば、元日通社員の石綿労災では3人目。

NPO法人じん肺アスベスト被災者救済基金は11-13の午前10時~午後5時、「アスベストじん肺健康被害ホットライン」を開設。

川崎重工業兵庫工場の従業員が、中皮腫で1985年ごろに死亡していたと元従業員が証言。当時、同工場は旧国鉄の電車車両を製造、断熱材などとしてアスベストを大量に使用。造船部門でもアスベストを使用しており社内調査に乗り出した。

竜田工業でアスベスト関連病で死亡した社員が、21人となった。中皮腫による死者が2人で、じん肺が19人。新たな12人も労災認定を受けている。

7/10 アスベストが原因で健康被害が出ていた問題で、厚生労働省は労災の申請があった場合には速やかに審査することとした。中皮腫や肺がんにかかり、労災認定を受けた人は平成15年度は全国で合わせて121人。10年前のおよそ6倍。昭和53年以降の認定数を合わせると633人。

川崎重工業は、兵庫工場の鉄道車両製造部門に所属していた50歳代の男性従業員が中皮腫で85年に死亡し、労災認定を受けていたこと発表。同工場は旧国鉄の電車車両を製造。断熱材としてアスベストを大量に使っていた。

7/11 大手造船メーカー3社の元従業員ら計24人が、中皮腫で死亡していた。また、6人がじん肺を含む石綿関連病で療養中。死亡が確認されたのは住友重機械工業、JFEエンジニアリング、日立造船。

建材や配管、ブレーキ部品、ガラス、セメントなどを扱う全国の28社・団体で計382人が、中皮腫や肺がん、じん肺などで死亡していたことがわかった。

細田博之官房長官は記者会見で、アスベストによる健康被害問題について、関係省庁による会議を設け、実態把握と被害者対策に着手した。経済産業省や厚生労働省などと課長級の会議を設け(1)都道府県、労働基準監督署などに健康相談窓口を開設(2)被害の実態調査(3)老朽化建造物解体時の飛散防止の徹底などを行う。

ニチアスは12日から、フリーダイヤルの電話相談窓口を設置する。工場周辺の住民や工事業者のほか、一般消費者からの相談にも対応する。メールでも相談を受け付ける。

7/12 尼崎市で、クボタ旧神崎工場から1キロ以

上離れた住宅地に住む60代の女性が昨年夏、中皮腫で死亡していた。市のアスベスト相談窓口には6月30日から11日までに、計286件の相談が寄せられ、周辺住民から「家族が中皮腫で亡くなった」という相談が26件、中皮腫で治療中という相談が6件あった。

千葉県船橋市の渡辺アキ子さんの夫 信義さんは13年前に肺がんで亡くなった。享年52歳。旭硝子に償わせたいと訴えた。夫の死後の02年、労災認定と損害賠償請求訴訟を起こし、労災認定では千葉地裁に続いて東京高裁でも却下。損害賠償では千葉地裁は6月中旬、裁判長が双方に和解を呼びかけ今月21日にも和解の交渉に入る予定。

中皮腫による死者は1995年以来、9年間で6060人にも達し、急増傾向にあることが厚生労働省の人口動態調査からわかった。同じ期間に「アスベストによる中皮腫」で労災認定を受けたのはわずかに284人。

日立製作所でも、従業員3人が石綿によるとみられる労災で死亡していた。3人は鋳物を製造していた旧勝田工場と、鉄道車両を製造する笠戸事業所に勤務。両工場ともに、30年ほど前に製品にアスベストを使用。それぞれ97-04年に労災認定を受けた。またJR東日本長野支社は、長野総合車両所で働いた男性社員1人が98年中皮腫で死亡したと発表。

厚生労働省や環境省など関係省庁の連絡会議が開かれ、文部科学省は87年に全国調査を実施し、公立の小、中、高校計1337校での使用を確認したことを報告し学校内のアスベスト対策はおおむね完了しているとした。

マツダの元男性社員2人が、広島市南区にあった旧D工場で自動車の組み立て作業中に石綿を吸い込み、中皮腫で死亡していたことが分かった。別の元男性社員3人も中皮腫などで療養中という。

富士重工業は鉄道車両製造に従事していた男性社員が、中皮腫で98年に死亡していたと発表。99年に労災認定され、元社員の60代男性も中皮腫と診断され療養中で、労災申請中。

中皮腫で死亡した人の労災認定が、「死後5年」という時効の壁に阻まれるケースが相次いでいる。

全建総連は「石綿製品を完全禁止し、企業情報の開示を」と厚生労働省の担当者と交渉し、尾辻秀久厚労相に対し、建設労働者の石綿による肺がん、中皮腫の労災認定について「確認を簡素化し、速やかに認定をおこなうこと」などの労働条件改善、労災補償の拡充を文書で要請した。

JFEエンジニアリングや、マツダ、日本通運など10社の元従業員ら計19人が中皮腫などで死亡していたことが分かり、石綿を扱った企業の死亡者は少なくとも33社計397人になった。

7/13 厚生労働省 中皮腫研究班がアスベストふんじんを吸って中皮腫になったと思われる患者の問診結果を調べたところ、女性患者では8割以上が「吸った覚えがない」と答えていたことが分かった。97-02年に中皮腫と診断された患者の診

療記録を医師に問い合わせ、約480人について回答を得た。性別と職業が分かっている366人のうち、問診で「石綿にさらされた可能性がある」と答えた患者は、男性患者では301人中200人(66%)、女性では65人中わずか8人(12%)だった。

石川島播磨重工業、三菱重工業、三井造船、川崎造船、川崎重工、日本車両製造は、造船所や鉄道工場の元従業員ら計65人が中皮腫などで死亡と発表。石播では旧呉第一工場13人、旧東京第一工場6人、相生工場1人の計20人が死亡。うち19人が中皮腫で1人が肺がん。三菱では神戸造船所9人、下関造船所と横浜製作所各3人、長崎造船所と高砂製作所各1人の計17人。14人が中皮腫で、肺がんと肺線維症、じん肺が各1人。ほか療養者が6人。三井では玉野事業所の12人、千葉事業所と旧大阪事業所各1人の計14人が死亡。中皮腫と肺がんが7人ずつ。川崎造船は4人が神戸市、1人が香川県坂出市の造船所で働いていた。川崎重工は神戸市の車両工場の8人。日本車両は埼玉県蕨市の車両工場の元従業員1人。

肺がんで死亡した建設作業員の8割以上に、胸膜肥厚斑がみられたことが、NPO法人「職業性疾患 疫学リサーチセンター」理事長の海老原勇医師の調査で分かった。治療中などの肺がん患者の約6割でも確認。多くは、たばこが原因と診断され、多くのアスベスト被害が見逃されてきた可能性が高まった。

、神奈川県横須賀市のNPO法人「じん肺アスベスト被災者救済基金」は13日までの3日間、アスベストの健康被害について相談電話を開設、例年の4倍に上る445件もの相談があった。

7/14 文部科学省は1987年に全国の公立学校を対象に実施したアスベスト調査で対象外にしていた10製品を含むアスベスト含有製品の使用状況について、近く再調査を行う方針を固めた。

2001年度までの3年間で中皮腫で労災認定された93人の症例を分析した結果、吸引から発症までの平均潜伏期間は38年、平均発症確認年齢は61歳だったことが、厚生労働省の専門家検討会の報告書でわかった。93人の業種は直接石綿を取り扱わない周辺の業種も含め21に上る。15%は石綿を直接取り扱わない職種。職種別では、「船舶製造 修理作業」(27人)を筆頭に、「石綿パイプ製造」「断熱 保温材取り扱い」「石綿吹きつけ」など、石綿を直接取り扱う作業に従事していた人が79人(85%)だが、直接石綿を扱っていなかった人も14人。石綿関連作業の現場に出入りしたり、その周辺で別の仕事をした例だった。

国土交通省は建物や輸送機関での使用実態を把握するため、都道府県などに実態調査を指示した。

日本機材で女性従業員6人が退職後にじん肺で労災認定をうけ、5人が死亡していた。

神戸港のコンテナや倉庫で作業していた日雇いの港湾労働者6人が、アスベストの吸引により肺がんなどを発症して死亡、労災認定を受けていたことが分かった。全港湾神戸弁天浜支部によると、認定を受けた6人を含む60-70代の計8人

が石綿肺になり、1979-2003年にかけて死亡した。

旧国鉄時代に吸ったアスベストが原因とみられる中皮腫で死亡した元職員は5人で、療養中の1人を含めた計6人が労災認定されたことが国鉄清算事業本部のまとめで分かった。5人は旧大船工場の2人、旧品川電車区、旧向日町運転所、旧鷹取工場の各1人。石綿製の断熱材を使った車両の解体作業などに従事していた。苗穂工場で勤務した札幌市の70代の元職員は現在療養中で今年1月に労災認定された。

東急車両製造で、元従業員が2002年に中皮腫で死亡していた。元従業員は01年の退職後に労災認定された。近畿車両でも、複数の従業員が中皮腫など在职中に死亡していた。

川崎造船神戸工場で中皮腫により亡くなった元従業員4人に、診療所に勤務歴があり、退職後50歳後半で亡くなった女性看護師が含まれていることが分かった。

大阪府は「アスベスト対策推進本部」を設置。府内で操業している14のアスベスト製品製造工場を近く立ち入り調査し、大気中のアスベスト含有量の測定結果を公表する。アスベストについての対策本部設置は都道府県で初。

西武鉄道は所沢車両工場で働いていた男性社員1人が、中皮腫で死亡し労災認定されていたと発表、社員は74年入社し車両の保守作業に従事、75年から2年間アスベストが使われた抵抗器の遮熱板や暖房機の防熱板の粉じんを払い落とす作業に携わった。

7/15 国際労働機関が86年に採択した「石綿の使用における安全に関する条約」が衆院本会議で全会一致で承認された。参院は承認済で政府は近く批准手続きをとる。日本政府は昨年10月、石綿を含む製品の製造 使用を原則禁止、批准の環境が整ったとして、国会に承認を求めている。

アスベストによる健康被害の実態を調べるため、厚生労働省は、2003年の人口動態統計で、中皮腫で死亡した878人について追跡調査をすることを決めた。来年3月をめどに調査結果をまとめる方針。死亡者の居住歴を調べてアスベストによる周辺環境への影響の有無を中心に調べる。

厚生労働省の戸利和事務次官は、同省内で開かれた全国労働局長会議で、アスベストの健康被害の労災申請を迅速に審査するため、「相談者の立場に立って親切に対応してほしい」と指示。

経済産業省は、アスベストを使用していた企業の被害実態調査の結果を公表、これまでに89社から回答を得て27社で従業員ら374人が死亡、12社で88人が療養中。

環境省はアスベストの基礎知識をまとめた小冊子を作製、都道府県や全国の保健所に配布し、参考資料として役立ててもらう。

兵庫県の住宅建設現場などで働いていた労働者2人が、中皮腫や肺炎を起こして死亡していたことが、同県建設労働組合連合会の調べで分かった。60代の男性が昨年9月、中皮腫で死亡。50代の男性も今年3月、肺炎で死亡した。今年4

月までに労災認定を受けた。

クボタは新たに阪神工場丸島分工場と同新淀川工場の2工場で、石綿を使っていたことが分かったと発表した。

中皮腫を血液で診断するキットを、順天堂大の樋野興夫教授と株式会社免疫生物研究所がに開発した。

中山成彬文部科学相は閣議後の記者会見で、学校施設でのアスベストの使用実態を7月下旬から再調査することを明らかにした。都道府県の教育委員会に調査依頼し、年内に結果をまとめる必要な対策を講じる。

新たに東京港と横浜港の港湾労働者3人、富山市の日本海重工業の元従業員1人の計4人が中皮腫などで死亡していたことが分かった。いずれも労災認定を受けている。

広島県内の公営住宅でアスベストが使用されている世帯数は、少なくとも1371戸に上ることが分かった。健康被害は確認されていないが、除去作業には7年以上かかる見込み。

断熱工事を手掛ける明星工業はアスベストによる肺がんて工事協力会社の社員1人が、1993年に死亡していたと発表した。また元従業員1人も労災認定を受け通院中。

7/16 ニチアスセラテックに勤務していた元社員の妻が、中皮腫と診断され死亡した疑いがあることが分かった。妻は04年4月、長野市内の病院で「胸膜中皮腫」と診断され、今年6月、64歳で死亡した。

岡山県建設労働組合の組合員7人が96-05年、中皮腫などで労災認定を受け、うち2人が死亡していた。7人の病状の内訳は中皮腫1人、肺がん2人、続発性気管支炎4人。

アスベストの原則使用禁止を定めた「アスベスト規制法案」が92年、国会に提出されたが、提出前に業界団体が「健康障害は起こり得ない」などとした見解を文書で政党と省庁に配り、審議されないまま廃案になっていた。

7/17 クボタ社に旧神崎工場の周辺住民34人の死亡例の相談があり、うち31人は中皮腫だったことが分かった。ほかに同社の元社員や下請け会社の元社員らの遺族から17件の死亡例の相談があった。ほとんどが中皮腫だがいずれも労災申請はしていなかった。療養中も5件あった。

7/19 経済産業省と厚生労働省は、アスベストを使っている電力会社や化学プラントメーカーなどを傘下に持つ業界18団体に対し、現在は使用可能なアスベストも早期に使用をやめ、代替品に切り替えるよう要請する方針を明らかにした。代替品の使用について、両省は費用負担などの支援策も検討する。

1995年以降の約10年間に、日本鉄鋼連盟の加盟企業5社で計14人の従業員ら、中皮腫で死亡していた。内訳は、JFEスチールと日本製鋼所が各5人、新日本製鉄が2人、神戸製鋼所と淀川製鋼所がともに1人。また、規制の例外のアスベストについて、他の材料への切り替えを急ぐと発表、代替が特に困難な用途を除いて昨年秋か

ら3年以内に切り替える目標を掲げており、会員各社はできるだけ前倒しする。

日本板硝子で、アスベストが原因で元従業員ら3人が労災認定を受け、うち2人が死亡し1人が療養中、別に1人がじん肺で死亡。

兵庫県のアスベスト対策推進会議は、二回目の会合を開いた。各部署がそれぞれの課題を報告し、21日に開く次回会議で、対策を整理することなどを決めた。

神戸市の矢田立郎市長は、市内約3800の公共施設の使用実態を調査する方針。危機管理、保健福祉、環境など関係部局による「アスベスト問題連絡調整会議」を設置、情報収集や被害の把握に努める。

神戸市は過去にアスベストを使用していた市内三工場の立ち入り調査結果を発表した。三工場は97年までに製造を廃止。うち一カ所は届け出の必要がない製造方法で再開していたが、今回の調査後、製造をやめた。

神戸市の相談窓口に、15日までに計125件の相談があり、健康相談は計83件、うち中皮腫で死亡したという相談が9件あった。同市は「労災認定されていないケースの可能性もある」として、追跡調査も検討している。

全国建設労働組合総連合はアスベストの健康被害が明らかになったことを受け、24日に20都府県で「建設労働110番」を開設し、電話相談を実施すると発表した。

国立療養所近畿中央病院で1955-88年に、アスベスト製品の加工に従事した労働者ら208人が石綿肺と診断され、うち43人が中皮腫などで死亡していた。中皮腫による死者の1人は、74年に国内初の胸膜悪性中皮腫として学会に報告されたが、当時は注目されなかった。

7/20 厚生労働省は、2004年度にアスベストによる肺がん、中皮腫で労災認定した件数は前年度の1.5倍の計186件に上ることを明らかにした。内訳は、肺がん59件、中皮腫127件。

北海道はアスベスト含有材の使用状況について、道内の官民施設を網羅した独自の「アスベスト台帳」作成に全国で初めて取り組む。公共の建物以外に映画館やホテルなど、住民が頻りに利用する施設も対象に、年内をめどに台帳を整備し、アスベストの適切な管理や除去について、指導や助言を行う。

旧労働省が1976年、全国の労働基準局にあてた通達の添付資料の中で、アスベストを扱う工場の周辺住民にも健康被害が出ていたとする海外での研究成果に触れていたことが分かった。通達は76年5月22日付で、この前年の特定化学物質等障害予防規則の改正を受けて、アスベストを扱う職場の実態把握や代替品への交換を促進させるためのもの。

アスベストが原因で中皮腫になった人の実態を把握するため、全国の労災病院を運営する労働者健康福祉機構は、過去5年間の患者について、X線画像などの記録を基に調査することを決めた。

ヤンマーは尼崎工場の元従業員5人が中皮腫で死亡したと発表した。記者会見で「石綿製品の加工はしていないため発症との因果関係は現段階では分らない」と釈明した。

三菱電機は労災認定を受けていた元社員と、被害相談を受けていた元社員が、中皮腫で死亡したと発表した。また日立製作所でも、同様に労災認定を受けた元社員の男性3人が、1997年から今年にかけて相次ぎ死亡していた。

石綿が使われた鉄道車両がJR旅客6社で計約650両残っている。石綿は車体の内側の密閉された部分で使用されており、各社とも「飛散の危険はない」としている。

兵庫県はアスベストを使用していた県内24工場での立ち入り調査について、「新たな被害が生じる恐れはない」との結果を公表。また、人口動態資料などを基にした死因調査に向けて、厚生労働省に資料の目的外使用を要望していることを明らかにした。

「クボタ」の幡掛大輔社長は毎日新聞のインタビューで、旧神崎工場の周辺住民の中皮腫患者に対し、因果関係が明確になれば見舞金に上乗せして支払う意向を示し、石綿被害が全国に広がっていることは「国全体で対策に取り組まなければならない」という意味では公害だ」と、「健康調査や基金を設けて救済する動きが出れば、協力したい」と述べた。

患者や遺族らでつくる「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」が公明党に対し、国や企業が持っている情報の全面開示や労災補償の効の延長など5項目の被害者対策を要望。

経産省と厚生労働省は、アスベストを使っている電力会社や化学プラントメーカーなどが加盟する業界18団体に対し、石綿の使用を可能な限り早急にやめ、代替品を使うように要請する方針を固めた。

7/21 厚生労働省は現行の健康管理手帳制度充実のため、9月にも専門家による検討会を設置する。年度内に結論を得ることを目指す。

細田官房長官は記者会見で、アスベストによる健康被害の拡大に関連し、「これまでの態勢は反省すべき点が多い。関係省庁で協議して遺漏のないようにしたい」と述べた。旧労働省が76年の通達で周辺住民への危険性を指摘したのに国が対策をとらなかつた点で、政府の態勢に不備があったとの認識を示したものだ。

経済産業省はアスベスト含有製品の代替品への切り替えを促すため、日本石綿協会など関連6団体を通じ、早急に各企業が製造、使用している含有製品の調査する方針。調査結果を受けて、代替品開発のための助成や実証実験の協力などを検討する。

アスベストの健康被害で、企業が付近住民や従業員の家族から請求される賠償金に対し、大手損害保険会社は80年代半ばから免責契約に切り替えていた。免責契約の切り替えの際には企業側にも通知、保険でカバーできないほどリスクが大きいことを知りながら使用を続けていた民間企業

の責任も問われそうだ。

住友電気工業とスズキ、日清紡績はそれぞれ男性社員1人が中皮腫や石綿肺で死亡していたと発表。住友電工とスズキの2人は既に労災認定を受けている。

国土交通省はアスベストを含む製品を使って作業をしていた造船業19社の85人が中皮腫などで死亡したと発表した。

97年9月に中皮腫で死亡した兵庫県尼崎市消防局の消防司令補の妻が「アスベストを使った建物内での救助活動が原因」と02年3月公務災害を申請。地方公務員災害補償基金県支部が審査中。

「特定化学物質等障害予防規則」が施行された1971年、旧労働省が職員や業者向けに出版した特化則の解説書の中で、アスベスト飛散が公害問題に発展する可能性がある指摘していたこと。序文で当時の労働基準局安全衛生部長が「有害物質の規制強化が、労働者の健康を守るだけでなく、公害防止に寄与する」と特化則制定の意義を記している。

アスベストをめぐる旧労働省の対策について、厚生労働省の戸利和事務次官は定例会見で「必要な対策を取ってきた。」と話し、厚生労働省の西博義副大臣が衆院厚生労働委員会で「決定的な省庁の失敗だったと個人的に思う」と述べたのとは異なる見解を示した。

大阪の弁護士グループはアスベストの健康被害者や遺族を対象とした電話相談を実施する。電話相談を通じて被害実態の掘り起こしを図るとともに、継続的に企業に対する補償交渉を含めた救済を支援していく予定。23日午前10時から午後4時まで電話06-6360-7250

高松市の海岸に、アスベストを使った水道管などの切れ端が大量に放置されていることが分かった。香川県は海岸を管理する高松市とともに調査し、放置した企業の特定を進め、撤去方法などを協議する。

兵庫県など同県内の自治体の相談窓口に、中皮腫やじん肺などで死亡した人の遺族からの相談が計82件にあった。大半が労災認定されていない。

アスベストによる健康被害対策で、厚生労働省、経済産業省など関係6省の局長級会議が官邸で開かれ、今月中に政府のアスベスト被害対策を取りまとめることを決めた。

7/22 日本電気硝子の天津工場の元社員計3人が中皮腫と診断され、うち2人が死亡した。滋賀県内の事業所で中皮腫による死者は初めて。

松下電器産業は、旧松下電子工業照明事業部でガラスの切断作業に従事した元社員が、中皮腫で04年に死亡していたと発表。耐熱用の石綿手袋を使用していた。

米海軍横須賀基地でアスベストを扱う工場勤務し、肺がんや中皮腫、石綿じん肺になった日本人従業員が、1990年以降だけで98人に上り、うち26人が死亡したことが神奈川労災職業病センターの調べで分かった。98人中、肺がんとじん肺

で各12人、中皮腫で2人が死亡。

厚生労働省は西博義 副厚労相を委員長とする「アスベスト対策推進チーム」を設置した。石綿関連病の予防、治療に関する研究、労災補償の審査での迅速な対応などについて検討を進める。厚労省の過去の対応策も検証し、今月中に結果を公表する。

自民党はアスベスト問題対策プロジェクトチームの初会合を国会内で開き、厚生労働、環境など関係省庁から健康被害の現状報告を受けた。来週にも使用施設などを視察する。

環境省は旧環境庁時代の1972年に、アスベストによる健康被害が工場周辺の住民に及ぶ可能性について認識していたことを明らかにした。実際に改正大気汚染防止法で規制したのは89年で、危険性の認識から17年後だった。

7/23 三菱自動車工業は水島製作所の元従業員の男性が、石綿肺がんのため21日に岡山市内の病院で死亡したと発表した。石綿肺がんの健康障害で亡くなったのは、同社では初めて。

全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合などが都内で会見、石綿被害者の労災認定の時効見直しなど、救済制度の柔軟な運用を訴えた。

建設労働者の肺がん患者の約7割にアスベストを吸ったとみられる症状が出ていることがNPO法人「職業性疾患・疫学リサーチセンター」の海老原勇医師の調査で分かった。海老原医師が過去5年間にわたって、肺がんになった建設労働者110人をレントゲン検査やコンピューター断層撮影などで診断。その結果、67.2%にあたる74人について、石綿を吸うと特徴的に出る「胸膜肥厚斑」の症状や石綿肺が確認された。

7/24 船内作業で石綿じん肺になったとして、香川県内の元船員の男性が、大阪社会保険事務局から労災にあたる船員保険法に基づく職務上疾病と認定されることがわかった。

中皮腫による都道府県別の死者数を、一部の自治体では把握していないことが、読売新聞の全国調査で明らかになった。各都道府県と政令市の保健衛生部局に、95-2003年の中皮腫による死者数を問い合わせたところ、すべての年の人数を把握していたのは北海道、東京都、愛知県、大阪府など33の都道府県と政令市、20府県、市は一部の把握にとどまり、残る5県2市は全く把握していなかった。

アスベストの中で有害性が高い青石綿について、国は1995年に使用を禁止しているが、旧労働省が76年通達で青石綿の「著しい有害性」を指摘し、優先的に含有製品の代替化を指導するよう全国の労働基準局に指示していた。

日本自動車工業会は、被害調査の対象を解体業者にも拡大する。自動車には数年前まで石綿が部品の一部に使われており、解体時に石綿が飛散する恐れがある。

7/25 グンゼの元従業員の男性1人が2004年、中皮腫で死亡していた。同社工場のボイラー配管には石綿が断熱材として使用されており、元従業員

は1965-88年まで、配管のメンテナンス業務に従事。男性は02年に労災認定を受けた。

全国建設労働組合総連合は24日「建設労働110番」を22都府県で開き、石綿による健康被害の相談が544件以上寄せられた。県別では東京約200件、兵庫約125件など。昨年は110件の相談中石綿関連はゼロだった。

広島県呉市の呉共済病院と国立呉病院で77-93年に、中皮腫と診断され死亡した31人のうち12人が戦前か戦時中に旧呉海軍工廠で軍艦建造に携わっていたことが、岡山労災病院の岸本卓巳副院長の調査で分かった。軍艦には耐熱性に富む石綿が大量に使用された。12人のうち11人は男性で、大半が初診から1年以内に亡くなった。死亡当時は67-84歳。発症までは43-53年間だった。

アスベストの使用が確認された全国の1700余の公共施設のうち、どのような対策が取られたのかわからない施設が兵庫、佐賀、沖縄の3県で計約50施設あり、放置してきたのも全国で約60施設に上ることがわかった。

アスベストの吹き付けが、75年に原則禁止とされた後も、規制対象外の低濃度での使用が続けられていたことが分かった。当時、石綿の含有が5%を超えた吹き付けは禁止されたが、それ以下の含有量まで規制されたのは、95年になってからだった。

どこでアスベストの被害を受けたのが証明が難しく、労働災害が認められにくい建設労働者について、厚生労働省は労災認定の手続きを簡素化していくことを決めた。同じ現場で作業した人の証言などがあれば、会社側に記録が残っていても労災認定の手続きを進めることにした。

旧労働省の専門家会議が1978年に、海外の動物実験や疫学調査を基に「中皮腫は少量でも発生する可能性がある」との内容の報告書をまとめていた。また、工場の周辺住民が中皮腫を発症したとの症例が82年に国内の学会で発表されていたことも判明。

クボタ旧尼崎工場の元従業員の男性が、中皮腫で死亡し6日に労災認定を受けた。同社の退職者や出入り業者、従業員で中皮腫などでの死亡は80人目。

兵庫県は企業や市町の健康診断を活用し、問診でアスベストについて尋ね、希望があれば胸部のエックス線検査でさらに細かく検査するなど対策を発表した。過去3年間で中皮腫で死亡した県内の213人を中心に、死因を調査。1000平方メートル以上の民間施設で、アスベストの使用実態調査を実施する方針。

竜田工業は新たに周辺住民1人の死亡を確認した。97年に中皮腫で亡くなった女性に次いで2人目。60年代に同社から約300メートルの場所に住んでいて89年に中皮腫で死亡した荻野登志恵さん。

解体時の対策徹底を定めた石綿障害予防規則の説明会が25日、兵庫県民会館であった。建設業や製造業の衛生責任者ら定員を上回る100人が出席した。兵庫労働局の呼び掛けで、建設業労働

災害防止協会兵庫県支部と兵庫産業保健推進センターが主催。

7/26 尾辻秀久 厚生労働相は閣議後の会見でアスベストによる周辺住民の健康被害に対する補償問題について、法整備による補償制度の創設を検討することを明らかにした。また、29日に関係閣僚会議を開き、これまでの政府の対応について検証するとともに、住民の健康被害の状況を把握し、今後の対策を話し合う。メンバーは官房長官、総務相、文部科学相、経済産業相、国土交通相、環境相、厚労相。

環境省は1995年を最後に打ち切っていた大気中のアスベスト濃度を測るモニタリング調査の再開を決めた。一般住民の不安に応えるため、地方自治体に委託し、石綿を扱っていた施設周辺など全国の数十カ所をめどに8月に再開する。

厚生労働省は昨年10月の使用禁止以降も販売可能なアスベスト含有製品の在庫品について、販売の取りやめを業界団体に通知する。

神戸市灘区のろっこう医療生活協同組合の三診療所が、8月1日からアスベスト相談外来を開設。呼吸器系専門医らが相談と治療にあたる。灘診療所、六甲道診療所、東雲診療所。

JR新大阪駅の新幹線利用口がある3階中央コンコースで、天井の鉄骨梁に青石綿が吹き付けられ、開業した1964年から今年2月までの約40年間、おき出し状態だった。

石綿対策全国連絡会議は、周辺住民や家族などへの補償制度の創設、総合的な石綿対策を規定する「石綿対策基本法」の検討などの提言をまとめ、小泉純一郎首相あてに提出。提言では▽アスベスト使用の早急な全面禁止▽患者やNPOで構成する独立的な検証班の設置▽患者 家族の心のケアの実施などを求めている。

日本郵船は中皮腫などで元社員の男性3人が死亡したと発表した。2人は中皮腫とアスベスト肺と診断され昨年労災認定され、昨年から今年にかけて死亡した。他の1人は一昨年、突発性間質肺炎で死亡し労災申請中。クラレも中皮腫で男性3人が死亡。3人は化学繊維をつくる工場でアスベストを使用する配管の保全業務を行っていた。2人は労災認定を受けた。

京都府教委は夏休みを利用して府立学校58校などのアスベストを含む吹き付け材などの使用状況を緊急調査する方針を決めた。1987年に文部省の通達での調査では対象外だった天井裏などを中心に調べる。

神戸製鋼所では中皮腫で元従業員男性が今年6月に亡くなった。元従業員のアスベスト関連の死亡者は2人目。男性は1947年に入社し81年に定年退職。

7/27 名古屋市の相談窓口での回答を巡り議論が起きている。当初は「心配ない」と回答、が「リスクが低い」と回答する方が無難とする声が主流に。最終的には「心配はない」が「心配なら病院で受診して」と加えることに。

大阪市消防局を退職した元消防署長が、

1994年に中皮腫で死亡していた。元消防署長は60年代中ごろまで、第一線の消防隊員として勤務し、複数の消防署長を歴任、81年に退職し、91年11月に悪性胸膜中皮腫と診断された。

消防士が建物に使われているアスベストを吸い込んで健康被害を受けるのを防ぐため、総務省消防庁は、全国の消防に対して、消火活動の際には、防じんマスクの着用を徹底することなどを求める通知を出す。

防衛庁でも、職員や退職者などを対象にアスベストの健康相談窓口を設置し、必要に応じて健康診断や治療費の補償などを行うことになった。また、在日アメリカ軍基地で働く日本人労働者にも相談窓口を設け、労災補償の制度などを紹介することになっている。

アスベスト被害の労災認定を迅速化するため、厚生労働省は勤め先の廃業などで本人が作業事実を証明することが難しい場合、手続きを簡素化して労災認定を受けやすくすることを決め、都道府県労働局に通達を出した。また尾辻厚労相は衆院厚生労働委員会で、労災申請の時効を過ぎて救済されない被害者について、法改正も視野に検討する考えを示した。

兵庫県尼崎市で1960-70年代に、関西スレートの工場向かいの自宅で暮らした女性が、03年胸膜中皮腫を発症し治療中であることが分かった。当時3-13歳で、工場敷地内でよく遊んでいた。工場の石綿と発症との因果関係が極めて濃厚で、幼少期の吸引が原因の「環境ばく露」の事例が確認されたのは国内では初めて。会社は01年に解散し、資本参加していた住友大阪セメントに補償など救済措置を求める。

全国知事会を代表して井戸敏三・兵庫県知事が細田博之官房長官、北側一雄国土交通相、武部勤・自民党幹事長らに面会し、周辺住民の健康被害調査や医療費補助▽石綿を使った建物の解体や補修による飛散の防止▽石綿を扱う事業所名の情報開示など5項目を盛り込んだ要望書を手渡した。

旧環境庁が1981-83年度に実施したアスベストによる大気汚染濃度の調査で、当時2000以上あったアスベストを扱う工場のうち、周辺の汚染状況を測定したのはわずか3工場だったことが分かった。旧環境庁は85年この調査結果を基に規制を見送った。

旧環境庁がアスベスト関連工場を対象に1977-78年度に実施した排気調査で、作業工程が同じでも工場によってアスベストの検出濃度が最大約7700倍もの格差があったことが分かった。調査はスレート、繊維品、自動車部品などアスベストを含有する製品を製造していた14工場を対象に、作業場からの排気を集じん機で処理し大気に出す排出口の濃度を測った。平均濃度を工程別にみると、「切断」では空気リットル中のアスベストを含む総繊維数が1.39本-17017本で、「研磨」では約7000倍。ほかの工程でも約22倍、約35-55倍など測定値が工場間で大きく異なっている。

た。

7/28 鉄骨の耐火性能維持のために含有量5%を超える石綿の吹き付けを例外的に認めた特定化学物質等障害予防規則の規定が、根拠の建築基準法の施行令が87年に改正された後も、今年7月まで約20年間残っていたことがわかった。

厚生労働省は医師ら専門家によるチームをつくって健康相談を始める。中皮腫に詳しい医師や保健師などで構成し、大阪や兵庫、神奈川など全国30カ所を巡回して、工場の従業員やその家族、周辺に住む住民から相談を受ける。

環境省はアスベストが使われているすべての建物について、解体の際には都道府県への届け出と対策を義務づけることにし、年内にもこうした規制の強化を実施したいとしている。

アスベストによる健康被害対策で、厚生労働省と経済産業省は過去にアスベストを取り扱った企業名公表の検討を始めた。退職者や自分が吸い込んだか分からない労働者の救済に漏れがないようにするため、対象者には健康診断を呼び掛ける方針。

神奈川県横須賀市にある住友重機械工業の造船所で、1992年以降に下請け業者の元従業員9人が中皮腫などの健康被害を受け、うち6人が死亡していたことが神奈川県労働衛生センターの調査でわかった。

北海道電力は元従業員の70代の男性がアスベストによる肺がんで労災認定を受けた。火力発電所での保守作業中に、配管の保温材などのアスベストを吸い込んだ可能性が高い。

クボタの幡掛大輔社長は神戸新聞社の取材に、「被害者の救済は一企業だけでは困難。公害健康被害補償法のような法律が必要だ」と述べた。国が救済目的の基金を設けた場合、被害を出した企業の責任を踏まえ、応分の負担をする考えも明らかにした。

京都大でも京大病院の一部病棟など2施設でアスベストが除去されていない場所があることが分かった。一般の出入りはなく劣化もないが、

ト求めるという。

二チアス袋井工場の環境問題で、同市議会民生福祉委員会が開かれ工場敷地内に約1300トンのアスベスト製品が埋められていることが工場側の経過説明で明らかにされた。杉本工場長は「飛散の恐れはない」と説明。今月17日の住民説明会では報告していなかった。

7/29 文部科学省は国公立の学校施設や公立文化施設、所管の独立行政法人などほぼすべての施設(14万7000機関)でアスベストの使用実態調査を行うと発表。省内に石綿対策チームを設け11月末をめどに調査結果をまとめる。

政府のアスベスト関係閣僚会議は、石綿による労災認定があった事業所名を公表して元従業員や家族、周辺住民に健康診断を呼び掛けるなど、緊急に取り組むべき対策を打ち出した。労災補償を受けずに死亡した作業員、家族や周辺住民の健康被害に対する補償問題は、9月中旬に結論を

出すという。政府の過去の対応についての検証は8月末までにまとめる。

関係閣僚会議での合意を受けて、厚生労働省は99-04年度の6年間に石綿被害で労災認定を受けた従業員のいた全国234事業所名を公表。

法務省は全国の同省関連施設のうち、旭川地検名寄支部の文書倉庫と新潟法務総合庁舎の機械室の計2カ所で、吹き付けられたアスベストが露出したままの状態にあることを明らかにした。

アスベスト健康被害対策の一環として、厚生労働省や環境省などは「Q&A」をまとめた。健康被害や環境への排出、除去方法などについて、労働者や住民、事業所向けに基本的な質問に答えるのが目的。関係省庁が合同で作成し各省庁のホームページで公開する。

広島刑務所の独居棟で、天井に吹き付けられたアスベストの白綿がむき出し状態になっていた。全国の刑務所、拘留所、少年院などの矯正施設では、計69カ所でアスベストが使用されていたが、広島刑務所以外は除去工事などが済んでいる。

大阪市内のガソリンスタンド解体工事で、建物にアスベストが吹き付けられていたのに、大気汚染防止法で定められた行政への事前届け出や飛散防止対策を怠っていたとして、大阪府が大阪府八尾市の解体業者に工事中止を指導していたことが分かった。同法に基づく工事中止の指導は異例。

アスベストなど職場の発がん物質が原因でがんになり、労災認定を受けた患者の勤務事業所名や発症状況を記した「職業がん個人調査票」の原本を、厚生労働省が全国の労働基準監督署から毎年収集した後、1年以内に廃棄処分していたことが分かった。このため過去の労災は認定件数しか分からず、詳細な被害実態が把握できない状態になっていた。

大気中のアスベストを規制するため大気汚染防止法が1989年に改正されたのを受け、90年度に各地の自治体が管内のアスベスト関連工場を立ち入り検査した際、敷地境界部分で大気中のアスベスト濃度を測定した地点の12%が許容基準を超え違反状態だったことが分かった。

北側一雄国土交通相は東京都内でアスベストを使ったビルの解体工事現場を視察、記者会見し、解体の際の粉じん飛散防止などを徹底するため、建設業関係団体に対し、作業員を対象にした講習会の実施などを盛り込んだ行動計画の策定を9月初めまでに求める考えを明らかにした。

アスベスト関連病にかかりながら、時効のため労災請求権を失ったケースが、東京や大阪などの患者支援団体に寄せられた相談だけで82人分になることが分かった。うち62人分は遺族補償を含め、すべての補償請求が時効になった。これは01年度の石綿関連がんの労災認定数(54人)を上回り、民主党は同日、潜伏期間が長い被害では時効を超えても労災請求できる法案を衆院に提出した。

アスベストの採掘所があった熊本県の旧松橋町に隣接する旧小川町に住んでいた農業の男性

が、1997年に中皮腫で死亡していたことが分かった。男性は97年7月、倦怠感を訴えて国立療養所熊本南病院に入院、中皮腫で5カ月後死亡した。石綿関連の職歴はなかった。

7/30 沖縄労働局は、アスベストによる健康障害防止対策として、28日付で県内の労働災害防止団体や業界団体、行政機関など約40団体に、石綿障害予防規則の順守徹底などを文書で要請。アスベスト含有建材を使用した建築物の解体工事に従事する労働者や関係者からの健康被害、労災補償制度に関する相談を各労働基準監督署で受け付けるなど対応を強化した。

7/31 厚生労働省がアスベスト作業による労災認定事業所一覧表の公表に伴って設置した電話相談窓口には31日、189件の相談が寄せられ、2日間で計368件となった。

JR西日本の全駅の約94%にあたる1147駅の建材や梁などで石綿が使用されていることが分かった。同社は乗客などの健康への影響はないとしている。

旧労働省の「産業医学総合研究所」などの研究グループが1986年、アスベスト工場周辺の居住歴があり中皮腫を発症した大阪府の女性の肺からアスベストを検出し「近隣暴露例」として学会で発表していたことが分かった。国の研究機関が把握した情報を生かせず19年間も対策を怠ってきたことになる。

ノンアスベスト社会の到来へ

—暮らしの中のキラダストをなくすために



第一巻でこの問題と真正面から
取り組んできた人たちの奮闘による
「アスベストのすべて」がこの本にある!

著者 石綿対策全国連絡会議
中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
発行 かもがわ出版
発行所 かもがわ出版
〒545-0052 大阪府大阪市東淀川区
東船場4-1-10 かもがわビル3F
TEL 06-6642-0278 FAX 06-6642-0279
http://www.kamogawa.co.jp

著者：石綿対策全国連絡会議 中皮腫・じん肺・アスベストセンター 編
発行：かもがわ出版著
(<http://www.kamogawa.co.jp/sinkan/yotei/yotei.html>)
体裁：A5判 112頁
定価：1,260円（本体価格1,200円）

私たちの日常のなかのアスベスト問題、現状と課題をわかりやすくまとめた本です。すべての人に環境ばくろ・職業性ばくろの可能性がります。ぜひ、一読を。

定価1260円を1200円（送料別）で。

お申し込みは、氏名・団体名／お届け先住所／電話番号／ご注文冊数／メールアドレスを明記の上、関西労働者安全センター koshc2000@yahoo.co.jp、またはFAX 06-6942-0278へ <http://www.geocities.jp/koshc2000/rosaikakushibook.html#noasbestbook>

韓国からのニュース

■業務上災害承認機関「第三の機関」で／
タン・ピョンホ議員「産業災害補償保険法
改正案」を用意…災害認定方式も大幅変更

民主労働党のタン・ピョンホ議員が民主
労総、労働健康連帯と一緒に△業務上災害
認定方式の転換及び評価機関の独立性確保
△先保障・後評価△リハビリ手当新設など
を骨子とした「産業災害補償保険法改正
案」を準備した。

業務上災害認定方式の転換／改正案の大き
な特徴を挙げると、既存の業務上災害認定
方式と災害承認機関が変更されるという点
である。現在は業務上災害として認められ
るためには「業務遂行性」と「業務起因性」
という二つの段階を通過しなければならない。
勤労福祉公団は産業災害補償保険法施行
規則の基準を根拠に、業務と災害の間の
因果関係を判断している。裁判所は公団の
規定に縛られず、概ね業務と災害の間に
「相当な因果関係」がなければならないと
いう立場を示している。タン・ピョンホ議
員室は「労働者が受けた災害が業務と無関
係ではないものと推測される場合でも、被
災労働者がその因果関係を立証できない場
合には業務上災害として認められない」。
「産業災害保険の社会保険的性格を考えれば、
このように厳格な因果関係を要求して、
その立証を被災労働者に負担させること
は問題」と指摘した。

このような流れで改正案には、医師など
が産業災害分類基準表によって業務上災害

の可否を判断することとした。この基準表
に符合する場合「反証」がない以上、一応
業務上災害として扱うようにした。

しかし医師などの判断が最終手続きでは
なく、最後の判断は公団とは独立した第三
の機関である「産業災害補償保険審査評価
院」（新設）が行うように法案では明示し
た。すなわち公団は医師などや被災労働者
から療養給与申請書の提出を受けた後、7
日以内に審査評価院に療養または療養延期
の可否決定を要請しなければならず、その
要請を受けた審査評価院は20日以内に判
断しなければならない。したがって実質的
な災害承認機関が勤労福祉公団から審査評
価院に変わることになる。タン・ピョンホ
議員室は「このように第三の独立した機関
に業務上災害かどうかの決定権を付与した
のは、保険基金を運用して執行する公団が
業務上災害の可否を決める場合、財政状況
など外部的要因を考慮しながら業務上災害
の可否の範囲を決められる、という憂慮を
断つため」とし、「公団が業務上災害の可
否を決定する権限を放棄し、労働者に対す
るサービスを提供する業務に力を注ぐこと
は、長期的な観点で見れば公団の発展にも
役立つ」と話した。

「先保証・後評価」に変更／改正案では医
師などが業務上災害と判断すれば、直ちに
労働者が療養給付の保障を受けるようにし
た。勿論「先保証」が行われる場合、後で
業務上災害ではないことが判明すれば精算

関係が複雑になるのではないかというおそれも提起される。これに対してタン・ピョンホ議員室は「医師の分類を前提にするから、後で判定が変更される場合もあまり多くないだろうし、先保証対象が療養給付に限定されれば金額も多くなく、業務上災害が疑われる状況で最小限の治療を受けるのに困難がないようにすることが、産業災害保険の主旨に符合する点など便益ははるかに大きい」と説明した。

これと共に改正案には現行保険給与に含まれない「リハビリ給付」を新設した。リハビリ給付は療養中に治療の一環として行われる「医療リハビリ」と区分される。純然としたリハビリ自体の目的に使われることを意味し、△職業リハビリ△社会リハビリ△心理リハビリに区分した。タン議員室は「産業災害保険の究極的な目的は被災労働者を社会と職場に復帰させるものであるとすれば、職業リハビリと社会心理リハビリの重要性は極めて大きい」と「リハビリ給付が被災労働者たちに大いに役立つもの」と期待した。

産業災害補償保険制度の本質的な枠組みを変えることを主要な内容にするタン・ピョンホ議員の改正案が、国会でどのように論議が進められるか、その帰趨が注目される。

2005年07月05日 毎日労働ニュース キム・ソヨン記者

■「今日労災死亡者 ○○人発生」労働部・産業安全公団、20日からインターネットで／労災死亡現況をリアルタイムに提供

「7月20日、昼12時現在、全国の産業

現場で死亡災害○○人発生」これからインターネットを通じて全国の産業現場で発生する労災死亡者の現況をリアルタイムに、一目で見られるようになる。労働部と産業安全公団によると、20日から「死亡災害予防インターネット・ホームページ」(www.kosha.net/highfive)を開設し、全国の産業現場で発生する一日の死亡災害現況と重大災害速報を提供する。

日々死亡災害現況は、労働部が全国46カ所の地方官署に報告される死亡災害事件を本部に集約してインターネットで毎日公開するもので、日々の現況と今年の累積状況、前年同期比較状況などを一緒に掲示する。また重大災害速報は、その日に発生した重大災害事件を速報で知らせるもので、より詳しく事故の内容が分かる。ホームページにはこれ以外にも△製造業と建設業など死亡災害10大多発作業の技術資料提供△業種別重大災害事例△死亡災害予防Q&A、などが用意されている。

この他にも、労働部はこれからは交通事故の電光板のように、屋外大型電光板を使って一日の死亡災害現況も知らせる計画である。

一方、去年の労働災害者数は2825人で、前年度の2923人より減ったが、労災死亡者数は1537人で、前年度の1533人より増加するなど一向に労災死亡者数は減っていない。

2005年07月20日 毎日労働ニュース ヨン・ユンジョン記者

(翻訳：中村猛)

前線から

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 第2回総会開催

全国

6月12日、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の第2回総会が開催されました。

2004年度活動報告では中皮腫・肺がんのアンケート実施、厚生労働省交渉実施、世界アスベスト東京会議参加、そして書籍「ノンアスベスト時代の到来へ暮らしの中のキラダストをなくすために」(かがわ出版)の執筆など結成以来の多彩な活動の報告がなされました。そして、2005年度活動として①厚生労働省交渉の実

施、②会員への情報の伝達、③被害者とその家族の心のケア、④労災と環境等の被災者の援助、⑤事務局・全国世話人会といった方針が出されました。

また、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会の総会の前に中皮腫・じん肺・アスベストセンターの総会があり多数の方が最後まで参加されていました。総会のあと、総会記念講演として広島大学大学院 医歯薬学総合研究科 展開医科学専攻 病態情報医科学講座 病理学研究室の井内

康輝教授の講演がありました。中皮腫に取り組む医療の話、診断を下すのにを行う検査などの話がありました。その後、質疑応答で患者、家族らから実体験での不安や、労災申請の時の症状(胸膜肥厚など)の必要性などについて質問があり、これに答えて頂きました。私も総会などに参加させて貰っていますが、勉強不足で申し訳なく思っています。一生懸命 勉強して何方かのお役に立てたらと考えています。アスベスト疾患の多くの被害者の救済に進展があることを願っています。

アスベスト疾患の被害者のみなさん明日に向かい精一杯、生きましょう。

(中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 世話人：中村寛寛)



介護する人の健康をまもるQ&A

良い介護は介護する人の健康抜きにありえません。その健康は正しい知識と毎日の管理でまもれます。本書は、職場や家庭で介護に携わっている人の健康問題とその予防方法について専門家がわかりやすく解説しました。

車谷典男 編 / 2000円(税別) / ミネルヴァ書房
(<http://www.minervashobo.co.jp/find/details.php?isbn=04352-5>)

6, 7月の新聞記事から

6/1 午前11時20分ごろ、鹿児島県牧園町の佐藤酒造の工場で、タンクから酒かすを抜いていた作業員が倒れ重体、もう1人も軽症。

海外出張による過重労働を防止するため、みずほ銀行は新たな「海外出張時の健康管理ルール」を導入。昨年12月に作成され、過労死訴訟の和解成立の前日に行内で通達された。

6/3 大分労働基準監督署は労働安全衛生法違反容疑で北九州市の建設会社「山九」と同社大分支店の工事責任者、大分市の機械器具設置会社「日栄」と同社取締役を大分地検に書類送検。

昨年10月にJR奥羽線の山形車両センター構内で、レール交換の作業員3人が死傷した労災事故で、山形署は現場監督責任者と監督補佐を、業務上過失致死傷の疑いで山形地検に書類送検した。

午後1時35分ごろ、滋賀県長浜市の「ダイワ電気精工」滋賀事務所、樹木を伐採していた「栄徳興業」のアルバイトが電動丸ノコギリで右足を負傷し、出血性ショックで死亡。

午前10時15分ごろ、北海道の石狩湾新港で、沈没船の切断作業中に爆発音が起こり海中で作業していた潜水士が死亡。

急性心筋梗塞で死亡した関西医科大学付属病院の研修医に対する賃金支払いで、研修医が労働者かが争われた訴訟の上告審判決で、最高裁第二小法廷は、「病院開設者の指揮監督下で医療行為に従事した場合、研修医も労働者に当たる」と初判断、病院側の上告を棄却した。

6/6 午後2時55分ごろ、愛媛県四国中央市の「安倍製紙」で、社員が硫化水素を吸い、タンクに転落し死亡、同僚も倒れ意識不明の重体。

6/7 1947年以来労働基準法で禁止だった女性の坑内労働について、厚生労働省の専門家会合は、合理的な理由がなくなったとして適切な対応、措置を講じるとの報告書を、取りまとめた。

6/8 トンネル工事でじん肺になったとして、北海道内の元労働者51人が国や建設会社46社などに損害賠償を求めた「トンネルじん肺根絶北海道訴訟」の和解協議が札幌地裁であり、原告8人と一部企業との和解が成立。

6/9 午前9時15分、神戸市中央区の遊園地「神戸ポートピアランド」で、営業前の試運転中だった観覧車の動力部分に、点検作業中のアルバイトが巻き込まれ、死亡した。

国際労働機関（ILO）は、世界中の鉱山や採石場で約100万人の子供が危険な作業に従事しているとして、5年から10年以内に鉱山と採石場での児童労働を根絶させるよう提唱した。6月12日はILOの「児童労働反対世界デー」。

6/10 大阪高裁刑事部判事が03年に自殺したのは、仕事による精神的、肉体的疲労が原因だとし、妻が公務上災害認定を申請していたのに対し、最高裁は「公務上災害ではない」とした。

コープこうべの阪神間の中規模店舗で副店長だった神戸市内の男性が2004年3月に自宅で倒れ、くも膜下出血で急死したのは過労死だとし、妻が子宮労働基準監督署に労災保険の遺族補償給付を請求した。

6/11 尼崎JR脱線事故で、乗客の遺族やけが

をした乗客からの3件の労災申請に、大阪、兵庫両府県内の労働基準監督署は労災保険の支給を決定した。同事故での支給決定は初めて。

海外出張中、川におぼれた女性を助けようとして死亡した砂加工販売会社の社員の労災を認めなかったのは不当だとし、会社員の妻が不服を申し立てた再審査請求について、労働保険審査会は労災と認める裁決を出した。

6/17 厚生労働省の集計で、仕事のストレスでの精神障害の労災認定件数が04年度は130人で、うち過労自殺が45人といずれも過去最多。過労死は150人で、依然、高い水準。

うつ病などの精神障害や自殺の労災申請で認定の目安となる精神障害の判断指針の見直しを検討していた厚生労働省は、指針の改定を見送る方針を固めた。

6/19 午後1時10分ごろ、札幌市中央区の札幌南署行啓通交番で、男性巡査部長が拳銃自殺を図り死亡した。

6/21 午前9時55分、東京都港区の解体中のアパートの外壁が崩れ落ち、作業員1人がけが。

母島に赴任した歯科医師が04年に心筋梗塞で急死したのは、「診療のほか、歯科技工や診療報酬明細書作成を一人で行う過重労働による過労死」と、遺族が東京労働局に労災を申請。

午後3時25分ごろ、山梨県山中湖村の村立山中湖中学で卒業生が金属バットを持って暴れ、男性教諭が4人が顔や腹部に軽傷。

6/22 滋賀労働局が、大津市の西武大津ショッピングセンターで10日に起きた塩素ガス発生事故の前に、厚生労働省から毒性ガスの発生原因となる化学物質の取り扱いを滋賀県内の事業所に注意するよう通達を受けていたのに、指導をしていなかったことが分かった。

6/24 中国山東省煙台市郊外の国道で、午後3時すぎ、乗用車と大型バスが正面衝突し、乗用車の出張中の日本人会社員3人と中国人2人の計5人が即死、バスの13人が負傷した。

人材派遣最大手「スタッフサービス」の元副支店長が03年12月に過労自殺した問題で、同社は元副支店長の遺族に謝罪して賠償金を支払うとともに、職場の労働条件を改善することなどを約束し、遺族と正式に和解した。

6/25 午前10時5分ごろ、福島県いわき市好間工業団地の郡山化成いわき工場で、屋外の廃液タンク補修作業中にタンク内で爆発が起き、タンクの天板上で溶接作業をしていたプラント建設会社社員が落ち、骨折の重傷。

6/27 京都労働局がまとめた04年の京都府内の労働災害発生状況によると、休業4日以上のが人と死者は前年比1.9%増の2788人で2年連続で増加。

午後5時ごろ、金沢市大桑町のトンネルの工事現場で、トンネル内部の壁の一部が崩落し、作業員2人骨折、もう1人も頭に軽傷。

大阪府高槻市の工場で2月、金属部品加工会社「ワイケー工業」の従業員ら8人が死傷した爆発事故で、大阪府警捜査1課と高槻署は、業務上過失致死傷容疑で、柳川社長と長男の次長を書類送検した。

6, 7月の新聞記事から

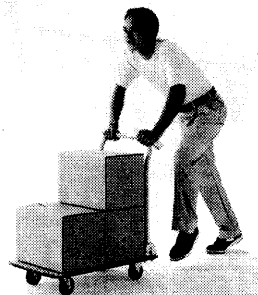
- 6/28 松山市北吉田町の帝人化成松山工場で03年7月、施設の定期点検中に一酸化炭素が漏れ、1人が死亡、14人が重軽症を負った事故で、松山区検は同社の協力会社の社員を業務上過失致死傷罪で松山簡裁に略式起訴。罰金50万円に。
- 6/29 大手機械メーカー「クボタ」の社員や出入り業者の間で、「中皮腫」や肺がんなど石綿関連病の発症が急増し、過去10年間で51人が死亡していたことが分かった。石綿水道管を長年製造した兵庫県尼崎市の旧神崎工場での勤務経験を持つ人が大半という。また、同工場の周辺住民5人も中皮腫を発症し、うち2人が死亡していたことが判明。
- 世界保健機関（WHO）が、15か国の原子力事業の従事者40万人余りを対象に、放射線被ばくとがん発生の関連性を統計学的に分析したところ、国際基準で許容される上限（5年間で100ms）まで被ばくした場合、がんによる死亡率が約10%増加すると推計。
- 午後10時15分ごろ、徳島県つるぎ町のJR徳島線で、線路の枕木交換作業中の「三工建設」作業員2人が普通列車にはねられ、1人は死亡、もう1人は骨折の重傷。
- 午前10時半ごろ、津久見市合ノ元町、JFEミネラル津久見工場で、石灰石の山が崩れ、石灰石を計測中だった東洋測量社員が生き埋めとなり死亡した。
- 6/30 午前8時半ごろ、大阪府枚方市の塗装会社「小倉産業」工場でガス爆発が起き、作業中の子会社社員2人が腕や顔に軽いやけど。
- 7/2 午前10時20分ごろ、東京都杉並区マンション新築工事現場で、クレーン付きトラックの左前輪が、基礎工事の穴に落ち、作業員がトラック前部の下敷きになり、意識不明の重体。
- 午後2時50分ごろ、兵庫県三日月町の大型放射光実験施設スプリング8で、実験室で爆発が起きフランス人と中国人の男性研究員2人が破裂した容器で、口や腕などに軽傷。
- 7/4 午前1時ごろ、橋本署の正面玄関から署内にロケット花火約40発が発射され、うち1発が交通課の係長の額に当たり、10日間のけが。
- 7/8 午前7時15分ごろ、川崎市幸区の東芝小向工場の「電波試験棟」で爆発があり、4階にいた2人が煙を吸って病院に運ばれた。
- 弘前労働基準監督署は、法律で義務付けられている作業主任者を置いていなかったとして、カメラレンズ製造販売業、弘都光学と、同社社長を、労働安全衛生法違反の疑いで青森地検弘前支部に書類送検した。昨年10月、男性作業員がレンズ洗浄中に中毒症状で死亡した。
- 7/11 午前8時10分、東京都台東区の「日本生命」上野ビル敷地内の駐車場で、同社中央支入谷営業部社員が男に腹部を刃物で刺された。トンネル工事でじん肺になったとして、元作業員らが国やゼネコンなど44社に損害賠償を求めた訴訟で、被告企業が原告33人のうち残る2人との和解が、仙台地裁で成立。
- 7/12 宇治署は、機械修理会社山内工業の社長を業務上過失致死傷の疑いで書類送検。容疑者は、昨年11月に京都府宇治市槇島町の建設会社の作業場内で、派遣修理作業中の作業員が死亡、アルバイトが骨折した事故で高所作業中に安全帯をつけずに作業させた疑い。
- 午前11時10分ごろ、大阪市大正区の産業廃棄物処理会社「コートク」の第2工場、ドラム缶に溶剤を入れる作業をしていた男性作業員ら3人が倒れ、1人は意識不明の重体、2人は軽症。
- 7/17 午後1時5分ごろ、岩手県釜石港の東北東30キロ付近を航行中のパナマ船籍のケミカルタンカー「クレーンブライト」内で、清掃作業をしていたフィリピン人乗組員3人が酸欠で倒れ、うち1人は死亡した。
- 7/19 大野労働基準監督署は、大野市中掘の鉄工所「北川建設」と同社専務を労働安全衛生法違反の疑いで福井地検に書類送検した。今年2月12日、鉄骨を移動させる際、法定の特別教育を受けさせず、資格もない労働者2人にクレーンを運転させたり、玉掛け業務させた疑い。
- 7/20 静岡県富士市で03年3月、解体工事中のビルの外壁が県道に崩落し、6人が死傷した事故で、東京高裁は業務上過失致死傷罪に問われた3被告の控訴を棄却。禁固1年8月～1年6月とした。3被告は解体工事の遅れなどから、外壁をワイヤで固定するなど安全措置を取らないまま作業し、外壁が県道に落下した。
- 午後6時10分ごろ、北海道砂川市の運輸会社「北海運輸」の駐車場で、駐車中の11トントラックのタイヤが破裂、点検作業中の運転手が胸の骨を折り、外傷性ショックで死亡した。
- JR西日本の垣内剛社長は記者会見し、兵庫県尼崎市の福知山線脱線事故が起きた4月25日にちなんで、毎月25日を「安全の日」とすることを明らかにした。
- 過労で脳内出血を発症し、障害が残ったとして、高知市内の男性教諭が同市の土佐塾高校を相手にした損害賠償訴訟の第1回口頭弁論が、高知地裁であり、学校側は全面的に争う姿勢。教諭は通常勤務に加え、学生寮の寮長を兼務、01年7月に脳内出血で倒れ半身不随となった。1日の拘束時間は17時間30分と長く高知労働基準監督署も労災保険の給付を決定した。
- 7/21 午前9時45分、東京都豊島区のサンシャインシティの「ナンジャタウン」で、点検作業中の従業員がお化け屋敷「地獄旅館」の岩風呂を模した展示物に上半身を挟まれ、意識不明の重体。
- 7/22 タイとラオスの国境のメコン川の架橋工事現場で、架設機械が転倒して川に落下、三井住友建設国際事業部の社員1人が死亡。同社日本人社員2人と現地スタッフ6人が行方不明のほか、日本人社員2人を含む計11人が負傷。
- 7/25 京都下労働基準監督署は、瓦のふき替えをした作業員に落下防止用の安全帯をさせなかったとして、労働安全衛生法違反の疑いで、滋賀県大津市の建築業者を書類送検。
- 7/28 午前10時50分ごろ、福島県いわき市の結婚式場建設現場で点検作業中の作業員2人がエレベーターの下敷きになり意識不明の重体。

腰痛予防に腰部保護ベルト - 宇土博医師 (広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全 (株) 製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) NEW!
Relief インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・フム	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
			-(ワット)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円 (送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増	
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259